

ガイドブック

東京都防災



X @tokyo_bousai

ユーザー名：@tokyo_bousai
東京都防災では最新の防災情報を発信中！

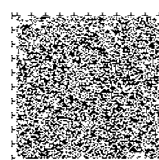
🔍 東京都防災

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

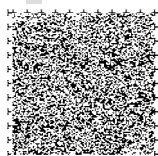
音声コード掲載版

この冊子には、音声コードが
各ページ右下、左下に印刷
されています。

「東京防災」
公式キャラクター
防サイくん



■ 第1部	はじめに	3
■ 第2部	自然災害に対する備え	3
1	自然災害のリスク	3
(1)	地震	3
(2)	風水害	10
(3)	火山	11
2	日頃からの備え	12
(1)	家庭での備え	12
(2)	事業所での備え	16
(3)	地域での備え	17
3	災害時の対応	18
4	要配慮者への支援	21
5	いざというときのための情報	23
(1)	家族等との安否確認手段	23
(2)	災害時の情報収集	24
(3)	交通規制図	25
(4)	災害時給水ステーション（給水拠点）一覧	26
(5)	災害拠点病院一覧	28
6	都の主な対策	30
(1)	耐震化の推進	30
(2)	木造住宅密集地域への対策	33
(3)	ライフラインの震災対策	36
(4)	高潮・津波対策	38
(5)	地域防災力向上の推進	40
(6)	マンション防災の推進	40
(7)	帰宅困難者対策	41
(8)	風水害対策	44
(9)	火山災害対策	47
(10)	医療救護対策	49
(11)	震災復興対策	50
(12)	防災知識の普及・啓発	51
■ 第3部	その他の危機管理	53
1	新型インフルエンザ	53
2	大規模事故等	56
3	武力攻撃事態等	57
■ 第4部	都の危機管理体制	59
1	東京都地域防災計画	59
2	東京防災プラン	59
3	都の危機管理体制	60
4	防災訓練	61
■ 第5部	資料編	63
	東京における過去の主な災害	63
	防災に関する学習や体験ができる施設	66
	区市町村防災担当窓口一覧	67
	防災に関するお問合せ	裏表紙



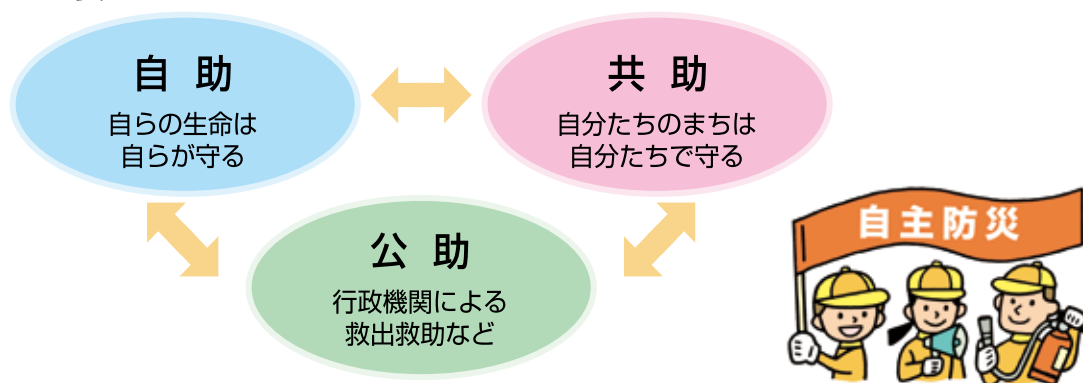
第1部 はじめに

東京は、歴史的に何度も大地震や火山噴火などの自然災害に襲われています。また、気候変動の影響で激甚化・頻発化する風水害や、首都直下地震、大規模な火山噴火、感染症など、いつ災害が起きてもおかしくない状況は今後も続き、さらに、災害が複合的に発生するリスクもあります。

本書は、東京都の防災への取組を多くの方々に知っていただくために発行しています。

自助、共助、公助の重要性

災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが、災害対応力を高め、連携することが重要です。



第2部 自然災害に対する備え

1 自然災害のリスク

(1) 地震

首都東京を襲う地震の想定

東京は、これまでも関東大震災などの大地震により、大きな被害を受けています。また、東日本大震災の経験から、遠隔地の地震であっても連鎖的被害が懸念される地震があることが明らかになりました。

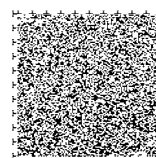
東京の地勢的特徴

首都東京は、南方からフィリピン海プレートが北米プレートの下に沈み込み、これらのプレートの下に東方から太平洋プレートが沈み込む特徴的で複雑なプレート構造を成す領域に位置しています。

特に、フィリピン海プレート内で発生する地震は、どここの場所の直下でも発生する可能性があります。

南関東では、200～400年間隔で発生する関東大震災クラスの地震の間に、M7クラスの直下型地震が数回発生すると想定されています。

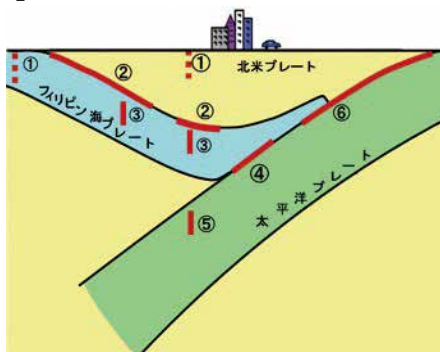
東京は、都市機能を支える電力のほか、食糧や生活必需品など多くの物資を他の地域に依存しており、首都圏以外の地震によって、電力供給停止や物流の途絶などの連鎖的被害が引き起こされることも懸念されます。



【関東周辺のプレート境界】



【南関東地域で発生する地震のタイプ】(内閣府HPより)



- 南関東地域で発生する地震の発生場所
- ①：地殻内の浅い地震
 - ②：フィリピン海プレートと北米プレートとの境界の地震
 - ③：フィリピン海プレート内の地震
 - ④：フィリピン海プレートと太平洋プレートとの境界の地震
 - ⑤：太平洋プレート内の地震
 - ⑥：フィリピン海プレート及び北米プレートと太平洋プレートの境界の地震

想定される地震例（「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）より）

都内で最大規模の被害が想定される都心南部直下地震は、区部の南部を震源域とするプレート内地震であり、震度6強以上の範囲が区部の約6割を占めます。震度7の面積は約14km²、震度6強の面積は約388km²となります。

都の被害想定

(ア) 被害想定

今後30年以内に南関東地域でM7クラスの地震が発生する確率は70%といわれています(地震調査研究推進本部が発表)。

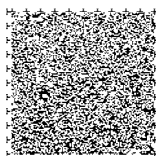
東京都は、東日本大震災を踏まえ策定しました「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年公表)」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定(平成25年公表)」を10年ぶりに見直し、令和4年に公表しました。概要は次のとおりです。

○ 被害の概要(冬の夕方18時・風速8m/秒)

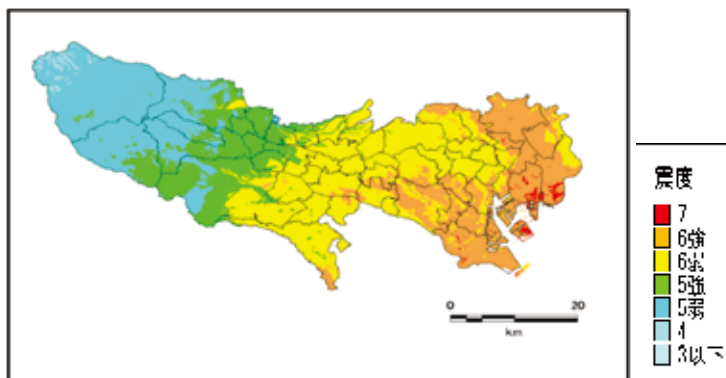
			【首都直下地震】		【海溝型地震】	【活断層で発生する地震】
			都心南部直下地震 (M7.3)	多摩東部直下地震 (M7.3)	大正関東地震 (M8クラス)	立川断層帯地震 (M7.4)
物的被害	原因別	建物被害	194,431 棟	161,516 棟	54,962 棟	51,928 棟
		揺れ等	82,199 棟	70,108 棟	28,319 棟	16,066 棟
		火災	112,232 棟	91,408 棟	26,643 棟	35,862 棟
人的被害	原因別	死者	6,148 人	4,986 人	1,777 人	1,490 人
		揺れ等	3,666 人	3,068 人	1,221 人	716 人
		火災	2,482 人	1,918 人	556 人	775 人
	原因別	負傷者	93,435 人	81,609 人	38,746 人	19,229 人
		揺れ等	83,489 人	74,341 人	37,070 人	16,672 人
		火災	9,947 人	7,269 人	1,676 人	2,556 人
避難者		約 299 万人	約 276 万人	約 151 万人	約 59 万人	
帰宅困難者		約 453 万人				

※小数点以下の四捨五入により、合計が合わない場合がある。

※揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。



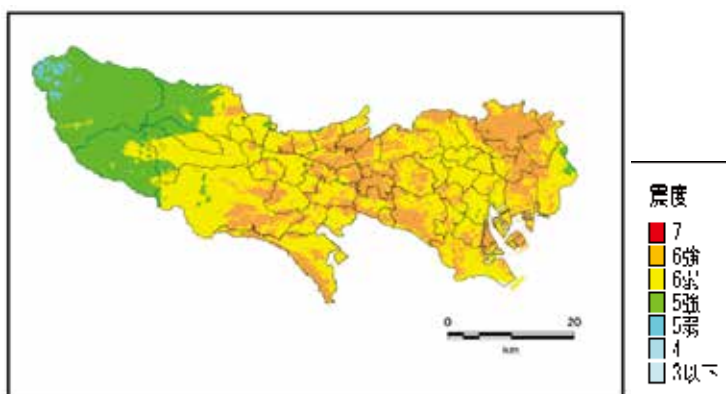
(イ) 震度分布図



《首都直下地震》

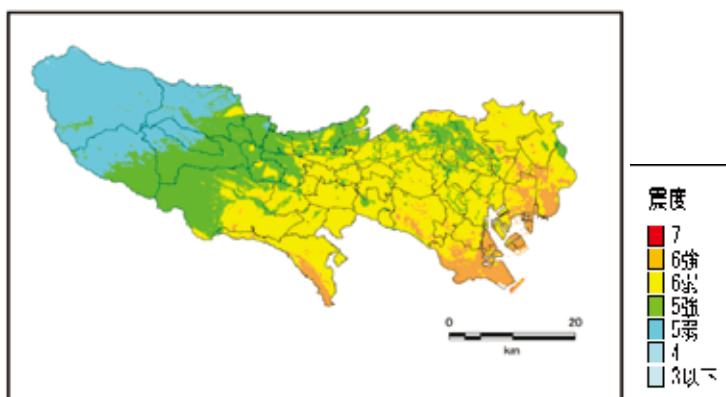
都心南部直下地震 (M7.3)

区部の南部を震源域とするプレート内地震であり、今回の想定地震の中で都全体での被害が最大となる地震動である。震度6強以上の範囲は区部の約6割に広がる。



多摩東部直下地震 (M7.3)

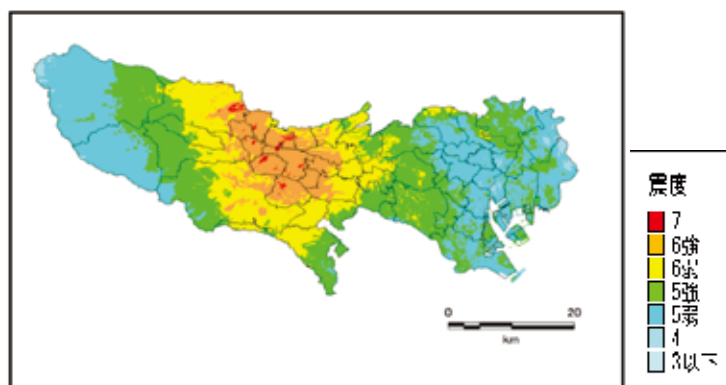
多摩地域の東部を震源域とするプレート内地震であり、多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震として想定している。震度6強以上の範囲は多摩地域の約2割に広がる。



《海溝型地震》

大正関東地震 (M8クラス)

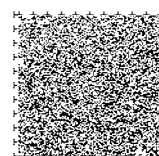
海溝型地震であり、震源域に近い東京の南側において地表震度が大きい。震度6強以上の範囲は区部の約2割に広がる。揺れは都心南部直下地震より規模が小さい。

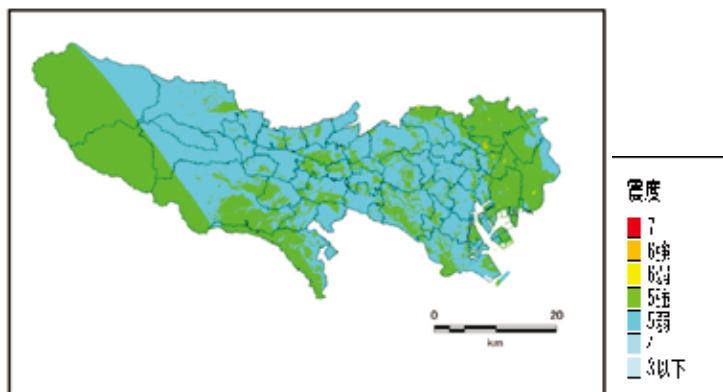


《活断層で発生する地震》

立川断層帯地震 (M7.4)

活断層を震源とする地震であり、震度6強以上の範囲は多摩地域の約2割に広がる。





《海溝型地震》

南海トラフ巨大地震（M9クラス）

震度は区部・多摩・島しょいずれの地域でもほぼ5強以下である。

（ウ）南海トラフ巨大地震における津波の被害想定（区部）

南海トラフ巨大地震の津波シミュレーション結果では、最大津波高は約2m～2.6mとなっています。

また、最大津波高の到達時間は最短1時間20分程度で、浸水箇所は堤外河川敷等です。

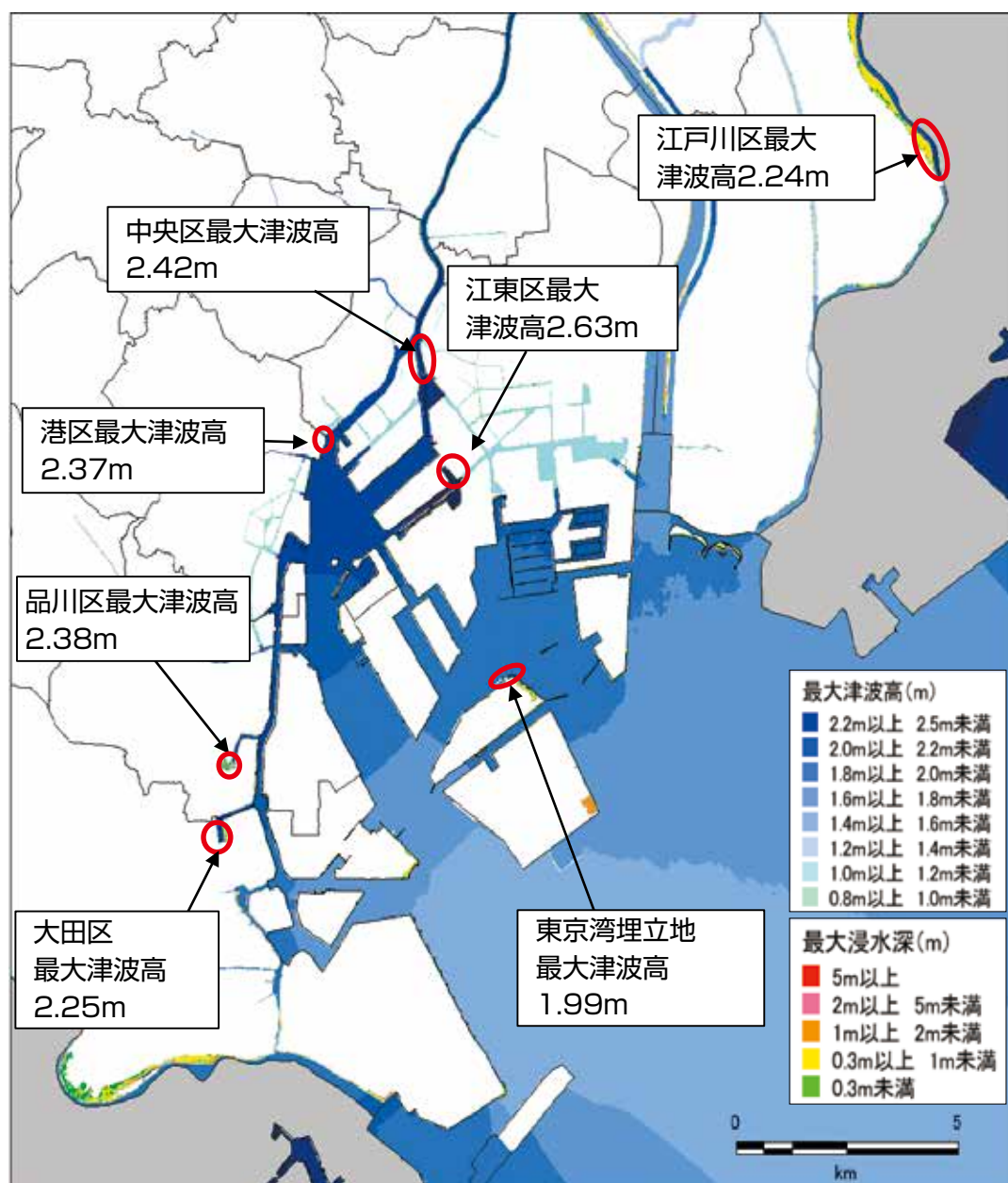


図 南海トラフ巨大地震（各メッシュにおける全5ケースの最大値）の各区における最大津波高とその場所

(エ) 南海トラフ巨大地震における津波の被害想定(島しょ地域)

南海トラフ巨大地震の津波シミュレーション結果では、式根島で最大津波高が約28m、最大津波到達時間が約14分となるなど、大きな被害の発生が見込まれています。

被害を小さくしていくためには、地震発生直後から迅速な避難を行う必要があります。



大島
(4.46m~16.32m)



利島
(2.76m~16.85m)



新島
(5.44~26.95m)



式根島
(3.85m~27.83m)



神津島
(7.35m~26.57m)



三宅島
(8.13m~15.87m)



御蔵島
(3.80m~6.37m)



八丈島
(7.78m~17.16m)



青ヶ島
(5.74m~14.05m)



父島
(9.15m~14.73m)

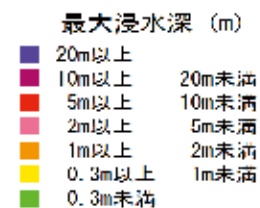


母島
(8.28m~15.96m)

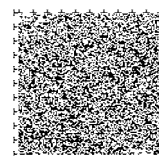


建物被害
1,258棟

死者
952人



※カッコ内は、その島の最大津波高



(オ) 被害想定シナリオ

首都直下地震は、都内のどこが震源になってもおかしくありません。「都心南部直下地震」は、東京に最大規模の被害を及ぼすと想定される地震ですが、異なる場所が震源となった場合、各地域の震度や被害は大きく異なります。このため、常に最悪の状況を想定して、日頃から備えましょう。

地震発生

発災直後

首都直下地震が発生すると、 建物倒壊や火災など様々な被害により、 生活に大きな影響がでます。



↑ 詳細はコチラ

- ・揺れによる**家具の転倒**により下敷きとなる可能性
- ・電力、上下水道、ガスなど**ライフラインが途絶**し、生活に大きな支障
- ・**マンション**では水道が供給されても、**当面トイレが利用できない**可能性
- ・**携帯電話**はつながりにくく、スマホの**バッテリーが切れる**と家族との連絡が困難に

- ・ **家具転倒防止対策や災害時の家族との連絡方法※の確認を行いましょう。**

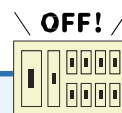


※ 災害用伝言ダイヤル(171) 等で、家族の安否確認メッセージを登録・確認できます。

3日後

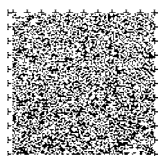
- ・電力が復旧した際、倒れた電気ストーブや照明器具に接触する可燃物から**通電火災が発生**する可能性
- ・被害状況によっては、**ライフラインの復旧や計画停電が長期化**する可能性

- ・ **避難時は、必ずブレーカーを落としましょう。**



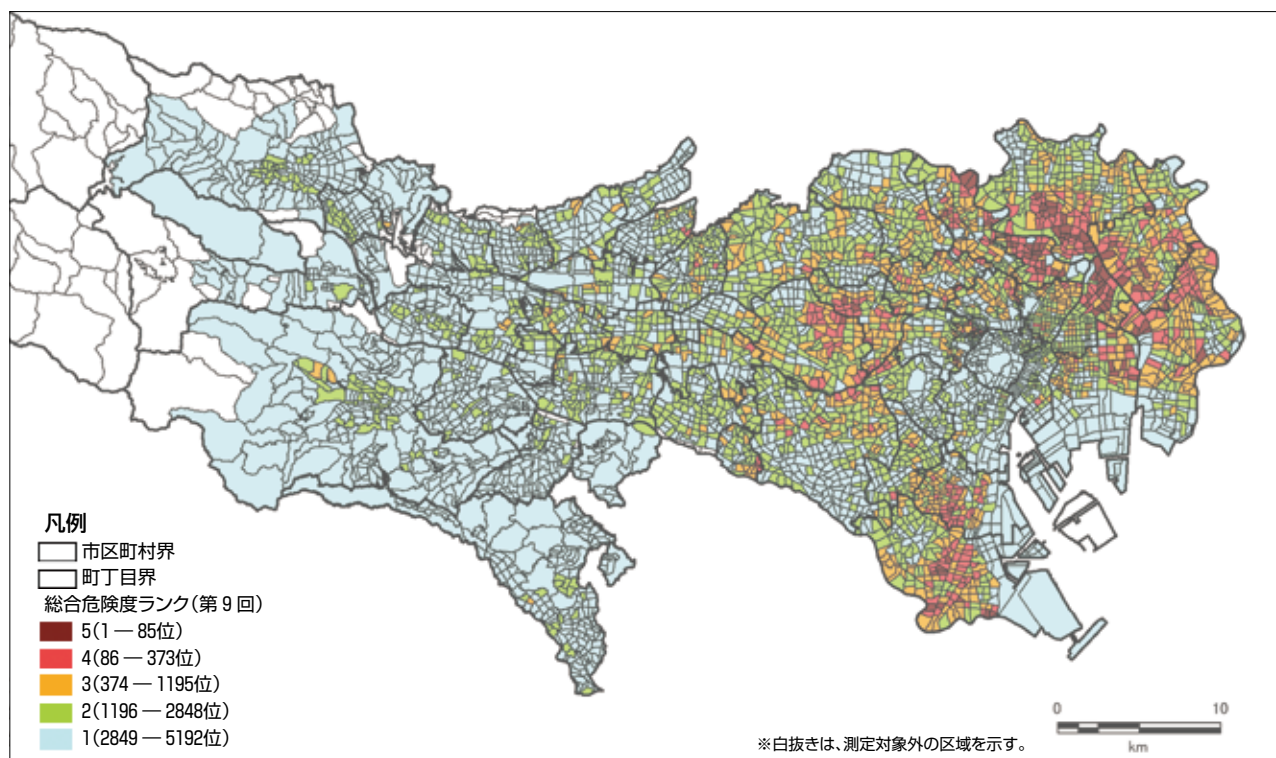
- ・避難生活の継続により**ストレスなどが増加**
- ・スーパー・コンビニでは、**生活必需品の品薄状態が継続**
- ・点検終了まで**エレベーターが使用できず**、外出等が困難

- ・ **避難生活に備え、水や食料、携帯トイレ、常備薬等を備蓄しましょう。**



地域危険度測定調査

都では、「東京都震災予防条例（現東京都震災対策条例）」に基づき、昭和50年11月に第1回（区部）の地域危険度を公表して以来、おおむね5年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を行っており、令和4年9月に第9回目の調査結果を公表しました。地域危険度測定調査では、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」及び「総合危険度」の3つの危険度を町丁目ごとに5ランクに分け相対的に評価しています。なお、総合危険度は災害時の活動のしやすさ（困難さ）を表す災害時活動困難係数を加味して評価しています。



○ 被害想定と地域危険度との関係

首都直下地震等による東京の被害想定	地域危険度
被害が最大になると思われる気象条件等を選定し、発生頻度の高い地震による被害を想定している。	特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定している。

詳細は、https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/chousa_6/home.htm をご覧ください。



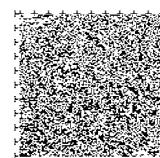
東京の液状化予測図

昭和61年度に作成した液状化予測図について、令和3年度に液状化リスクを自動判定するプログラムを開発し前回の平成24年度から9年ぶりに更新しました。現在、令和5年度改訂版をHPで公開しています。

<https://doboku.metro.tokyo.lg.jp/start/03-jyouhou/ekijyouka/top.aspx>



なお、「東京の液状化予測図」は、地盤の液状化発生の可能性を目安として示すことを目的に作成したものであり、特定の地震による被害を想定したものと異なります。



(2) 風水害

現 状

世界的な気候変動により、これまで経験したことのない豪雨や台風に伴う自然災害などが毎年のように全国各地で発生しています。

都ではこれまで、時間50ミリ降雨に対応した護岸等の河川施設や下水道施設の整備、まちづくりなどによる総合的な取組を推進し、浸水被害を着実に減少させてきましたが、近年、時間50ミリを超える豪雨が増加傾向にあり、こうした集中豪雨や台風等により水害等が発生しています。

〔集中豪雨による被害〕

平成17年9月には、台風第14号及び秋雨前線の影響により、区部西部に時間雨量100mmを超える集中豪雨が発生しました。神田川及び妙正寺川、善福寺川などからの溢水により、杉並区、中野区などの約5,800棟に浸水被害を生じ災害救助法が適用されました。

〔台風による被害〕

平成25年10月には、台風第26号により、大島町元町では、1時間に122.5mmの猛烈な雨が降り、24時間降水量では824.0mmといずれも観測史上最高値を記録しました。

元町、泉津及び岡田等で、大規模な土砂災害等が発生し、多数の人的被害が発生したほか、建物、道路及びライフライン等の物的被害等が多数発生しました。この台風による都内の人的被害は死者行方不明者40名、負傷者25名でした。

令和元年10月には、台風第19号により、多摩西部では11日から13日にかけて総雨量650mmに達し、多摩地域を中心に25区市町村で大雨特別警報が発表されるなど、記録的な大雨となりました。都内では、秋川など7河川が溢水するとともに、浅川など4河川10箇所護岸の崩壊が発生しました。この台風に伴う都内の浸水被害は、床上床下合わせて約900棟でした。



一般都道奥多摩あきる野線（第184号）
平井川左岸（日の出町）



秋川山田地区（あきる野市）

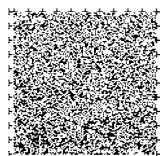


- 台 風…台風とは、北西太平洋または南シナ海に現れた熱帯低気圧のうち、最大風速がおおよそ17m/s以上のものをいいます。
- 高 潮…高潮とは、台風や強風により海の水面（潮位）が通常より高くなることをいいます。高潮により海面が防潮堤より高くなると、海岸線や河口部の低い土地では浸水被害が発生します。
- 集中豪雨…集中豪雨は、同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mmから数百mmの雨量をもたらす雨です。激しい雨と雷が時間を選ばず、何時間も続くことが特徴です。

〔災害の危険のある場所〕

都内においても以下の地域では注意が必要です。

- 高潮災害…遠浅海岸や湾奥・河口部の土地、
海岸に近いゼロメートル地帯
- 浸水災害…沖積地、河川敷
- 土砂災害…造成地、扇状地、山岳地帯



(3) 火山

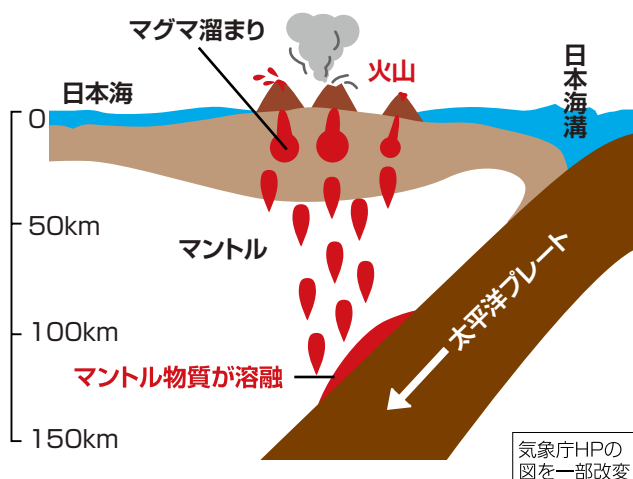
火山が噴火する仕組み

火山噴火は、地震と同様に地球のプレート運動やマントルの活動に伴う現象です。

世界の火山は、プレートの境界(海溝沿い、海嶺)あるいは、プレート内のホットスポット(※)に位置しています。日本の火山は、陸のプレートの下に沈み込んだ海のプレートからの水などの働きによって上部マントルの一部が融けて上昇し、マグマ溜まりに蓄えられるなど様々な作用を受けて地表に噴出しています。

噴火は、火口が開いてマグマの圧力が減ると一斉に発泡してマグマの体積が増加し、火口からマグマが噴出する現象です。発泡などが少ない場合は溶岩流として噴出します。

※ プレート内に点在するマントル深部からのマグマが湧き上がる場所



東京都の火山

東京都の区域内には、全国111の活火山のうち、21の火山が存在します。全て島しょ地域に存在し、住民が居住している火山島は8あります(伊豆大島、利島、新島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島)。

このうち特に活発に活動しているのは、伊豆大島と三宅島で、この100年間で、伊豆大島が3回(36~38年間隔)、三宅島が4回(17~22年間隔)噴火しており、噴石、溶岩流、火山灰及び火山ガスによる直接・間接の被害や住民の避難が発生しています。

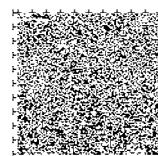


昭和61年 伊豆大島噴火
東京大学 阿部勝征氏 撮影

発生年月	発生場所	噴火概要
昭和61年 11月	伊豆大島	① 夏頃から火山性微動を観測 ② 山頂火口から溶岩流がカルデラ床に流下 ③ カルデラ床では割れ目噴火、溶岩噴泉、溶岩流が発生。外輪山外側でも割れ目噴火が発生し、溶岩流が居住域近くまで流下 ④ 全島民(1万人)が、島外避難(約1ヶ月)
平成12年 7~8月	三宅島	① 山頂から噴火し、カルデラを形成 ② 降灰・噴石が発生 ③ 低温火砕流が発生 ④ 大量の火山ガスが噴出 ⑤ 全島民(約3,800名)が、島外避難(約4年半)



平成12年 三宅島噴火
竹入啓司氏 撮影



2 日頃からの備え

(1) 家庭での備え

地震発生時、あなたや家族の大切な命を守るためには、建物の耐震化と室内の安全確保、そして適切な行動が重要となります。

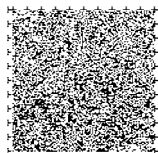
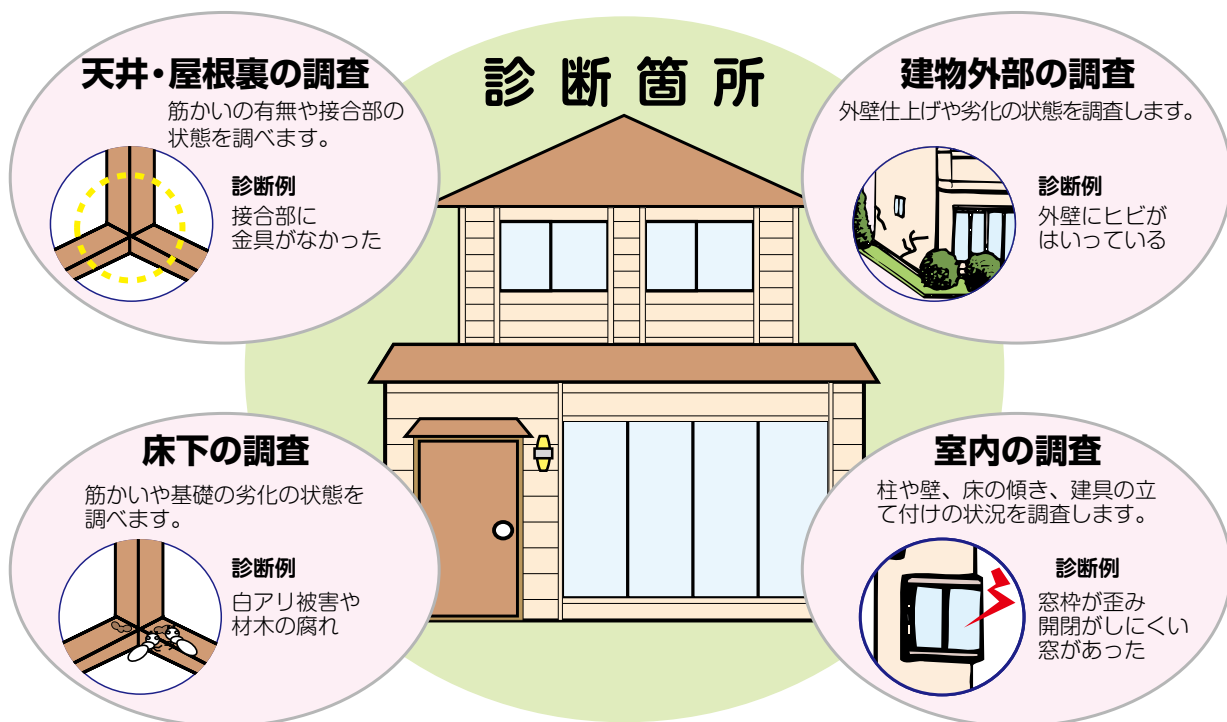
そのためには、日頃から地震に関する正しい知識を持ち、様々な備えをしておくことが大切です。

① 家屋の安全を確認しましょう

阪神・淡路大震災では、死者数の9割以上が家屋の倒壊や家具類の転倒によるものでした。建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入より前に建築された建物は、大地震に対する安全性が低いとされています。

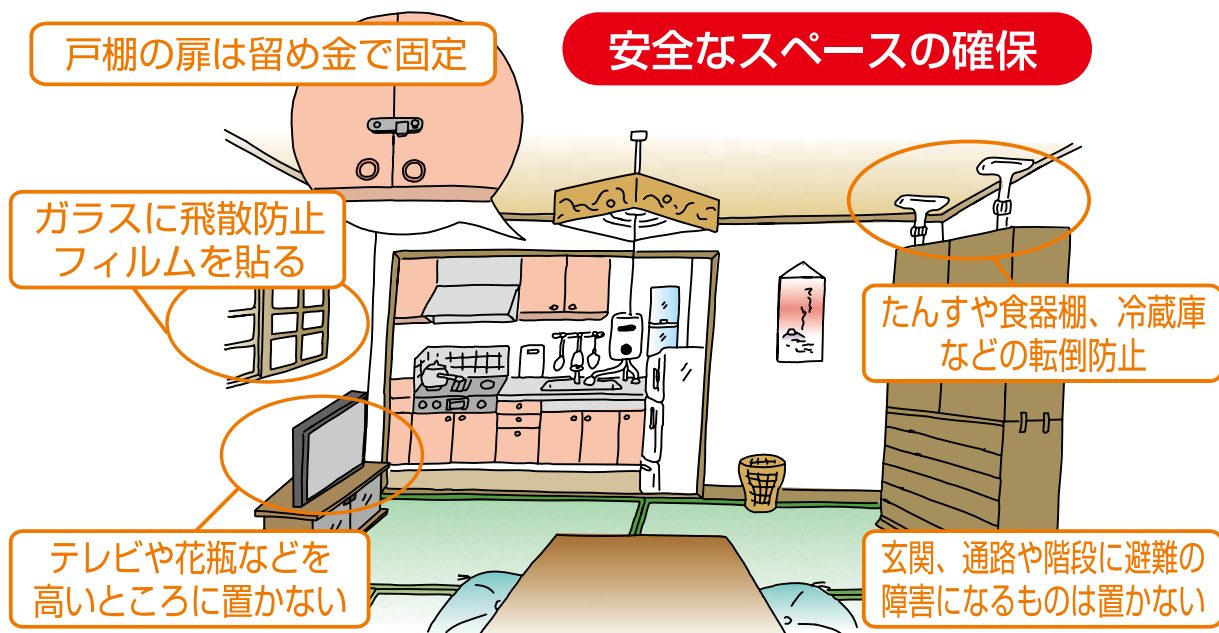
また、新耐震基準導入後でも、平成28年の熊本地震で一部に倒壊の被害が見られたことから、平成12年5月31日までに着工した木造建物の耐震化にも取り組む必要があります。耐震化チェックのために、「耐震診断」を受け、必要な場合には「耐震改修」を行いましょう。

【耐震診断】



②部屋の安全を点検しましょう

- (ア) 転倒・落下・移動のおそれのある家具や家電製品を固定する。
- (イ) 収納は、重いものは下へ、軽いものは上へ、扉は留め金で固定する。
- (ウ) ガラスの飛散防止用のフィルム等を貼る。
- (エ) 飛散物で歩けなくなることも想定し、身近にスリッパ、運動靴、軍手などを用意する。
- (オ) 出入り口は、いつも整理整頓しておく。



- (カ) 高層階（概ね10階以上）では長周期地震動による家具類の転倒・落下・移動防止対策や、大きくゆっくりとした揺れに対する対策を行う。

区市町村では、「耐震診断や耐震補強」、「転倒防止器具のあっせんや取り付け」に関して、助成を行っている場合があります。区市町村の連絡先（代表）は、67ページをご覧ください。

③安否確認手段を複数決めておきましょう

（詳しくは、23ページをご覧ください。）

④日常備蓄を実践しましょう

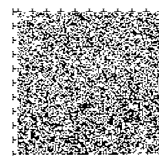
大規模災害が発生した場合、自宅での避難生活が可能であれば在宅避難も検討しましょう。そのためには、在宅避難に必要な食べ物や日用品を日頃から少し多めに備蓄しておく「日常備蓄」が有効です。備えるべき品目・数量については、各家庭の家族構成などに合わせましょう。（詳しくは、52ページをご覧ください。）



⑤自家用車の燃料はいつも満タンにしましょう

首都直下地震など、大規模な災害が発生したときは、必ず給油できるとは限りません。車をお持ちの方は3つの心得で災害に備えましょう。あなたの備えが命を守ります。

- (ア) 災害が起きた時のことを常に意識する。
- (イ) 災害時は必ず給油できるとは限らない。
- (ウ) 給油はメーターが半分になる前に行う。



⑥非常用持ち出し袋を準備しましょう

避難所での生活に最低限必要な準備を行い、非常用持ち出し袋はいつでも持ち出せる場所に備えておきます。

また、避難に介助が必要な方は、介助者や救援者に分かりやすい場所に置いておきましょう。

非常用持ち出し品 チェックシート

チェックをしてみましょう!

- | | |
|---|--|
| ☐ 携帯トイレ | ☐ マスク |
| ☐ ヘッドライト | ☐ ゼリー飲料等 |
| ☐ ヘルメット
(折りたたみ式が便利) | ☐ 応急手当用品 |
| ☐ レインコート | ☐ モバイルバッテリー
(乾電池式／ソーラー充電式) |
| ☐ 防災用ホイッスル | ☐ 給水袋 |
| ☐ タオル | ☐ 乾電池 |
| ☐ 水(500mlを1～2本) | |



⑦避難経路図を作成・確認しましょう

- (ア) 避難場所・避難所がどこにあるか確かめる。
- (イ) 実際に避難場所・避難所まで歩いてみる。
- (ウ) 狭い道は倒壊物などで通れなくなることがあるので、広い道路を選ぶ。また、複数の経路を用意する。
- (エ) ブロック塀、橋、階段など危険と思われる箇所を確かめる。
- (オ) 交番、役所、消防署、病院などの重要な施設を確かめる。



停電時の非常用電源

○住宅用太陽光発電システム（ソーラーパネル）

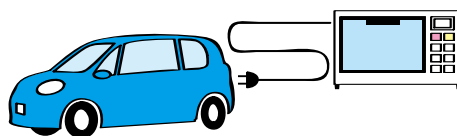
ソーラーパネルをご自宅の屋根に設置されている方は、停電時に非常用電源として電気を使うことができます。

使用法はメーカーや機種によって異なる場合がありますので、必ず取扱説明書をご確認いただくか、設置業者もしくはシステムメーカーにお問合せ下さい。
(東京都は、太陽光発電システムの設置に対して、費用の一部を助成しています。)

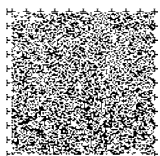
○電気自動車など

停電時には、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）などは、非常用電源として使うことができます。

それぞれの使用法は車種によって異なり、場合によっては専用器具が必要になることもありますので、各販売店やメーカーのホームページ等にてご確認ください。
(東京都はEV・FCV・PHEVなどの購入に対して、費用の一部を助成しています。)



(イメージ)



⑧消火器などの準備をしましょう

出火を防止し、延焼を食い止めることが重要です。そのために、住宅用消火器や住宅用火災警報器、漏電遮断器、感震ブレーカーなどの設置をあわせて行うことが効果的とされています。

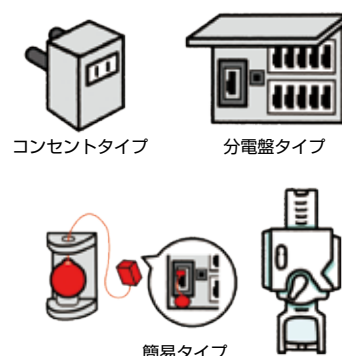
また避難する際にはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落としましょう。

- ・住宅用消火器
- ・住宅用火災警報器
- ・漏電遮断器
- ・感震ブレーカー
- ・三角消火バケツ
- ・浴槽に水をはる など



※「感震ブレーカー」とは、地震による強い揺れを感知して電気を自動で遮断する機器です。

漏電遮断器や消火器の備え付けなどと併せて行うことが、電気火災の発生抑制効果を高めるとされています。感震ブレーカーには「コンセントタイプ」、「分電盤タイプ」、「簡易タイプ」などの種類があり、停電時の照明確保や定期的な点検など、使用上の留意点もさまざまです。製品ごとの特徴・注意点をご確認のうえ、適切に設置しましょう。



⑨緊急連絡カードを作成しましょう

災害発生時には混乱し、冷静な行動が取りにくくなるため、いざという時に必要な事柄（家族の連絡先や電話番号／普段処方されている薬の種類や量、服用方法など）を事前にまとめておきましょう。

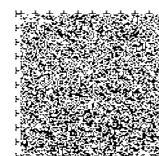
⑩地震保険について

地震・噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償する地震災害専用の保険です。地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となります。

⑪乳児用液体ミルクについて

乳児期の栄養は母乳が基本ですが、母乳だけでは足りない場合や、母乳を飲ませてあげられないときに、母乳の代わりに母乳代替食品（粉ミルク、液体ミルク）で補うことができます。

災害時において、粉ミルクの場合には「調乳する水、沸騰させるための熱源の確保が難しい」という事態に直面する可能性があります。一方、液体ミルクは、調乳する必要がなく滅菌済みなのですぐに使用できることや、常温（おおむね25℃以下）で保存できることが特徴で、災害時に有用です。



(2) 事業所での備え

「東京都帰宅困難者対策条例」が、平成25年4月より施行されました。

事業所では、従業員が施設内に待機するために、3日分の飲料水・食料等を備蓄したり、駅や集客施設等でも、利用者を保護するなどの取組をお願いします。

条例の詳しい内容は、41ページをご覧ください。



事業所防災計画

東京都内のすべての事業所は、その用途や規模にかかわらず「東京都震災対策条例」に基づき、事業所ごとに防災計画を作成しなければなりません。事業所防災計画の作成方法等、詳しくは、所轄の消防署にお問合せください。

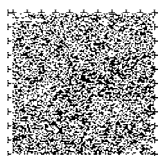
事業所の形態		事業所防災計画の作成要領	消防署への届出
条例第10条該当事業所	一般事業所	消防法第36条に定める防災管理者の選任が必要な事業所	必要
		消防法第8条及び火災予防条例第55条の3に定める防火管理者の選任が必要な事業所	必要
		上記以外の事業所（小規模事業所）	不要
	危険物施設を有する事業所	消防法第14条の2に定める予防規程の作成が必要な危険物施設	必要
		上記以外の危険物施設	不要
該条例第11条	防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者（ガス・電気・鉄道・道路・通信事業者等）		指定公共機関等として事業所防災計画に規定すべき事項を定める。 必要

※ 防災管理者の選任が必要な事業所は、防災管理に係る消防計画と防火管理に係る消防計画を一つの消防計画として作成し、その中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めるようにします。

※ 消防計画及び予防規程の両方の作成が必要な事業所は、消防計画及び予防規程のそれぞれに事業所防災計画に規定すべき事項を定めてください。

なお、東日本大震災時に多くの帰宅困難者が発生したことを踏まえ、事業所防災計画に帰宅困難者対策を定めてください。

事業者においては、災害時の従業員等の一斉帰宅の抑制、安否確認のための連絡手段の確保、3日分の備蓄、帰宅ルールなどを、事業所防災計画に規定し、首都直下地震等に備えるようにしましょう。



(3) 地域での備え

過去の大震災からの教訓

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになりました。このことから、首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防災市民組織等の活動の重要性が認識されました。

防災市民組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の理念に基づき、地域の人々が互いに協力し合い、地域の防災対策を計画的に行うために結成する、町会・自治会、マンション管理組合、地域自主防災組織等を単位とした地域の協働組織です。



地域による共助の推進

①防災市民組織の活性化

(ア) 住民間の交流

防災市民組織が主催する防災訓練や種々行事への積極的な参加を呼びかけ、近隣住民の方々が交流を深められるよう努めましょう。

お年寄りや障害のある方も、普段から防災活動に参加することにより、自分の行動に制限があることを地域の方に理解してもらい、いざというときには、援助をお願いできる関係を築いておくことが重要です。



(イ) 防災リーダーの育成

災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していくことが重要です。特に、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していくことが必要です。

②防災市民組織と事業所等との連携

発災時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められています。

防災市民組織への活動参加を呼びかけ、事業者の組織力や機動力を活用しましょう。地域内の様々な主体の参加により、共助の担い手である防災市民組織の防災力を一層向上させることができます。



③消防団

消防団は、仕事や学業、家事などに従事しながら、「わが街はわが手で守る」という使命感のもと、火災時には、消防署と連携し消火活動を行います。震災等の大規模災害時には、消火活動に加え、救出・救助等の活動を行います。

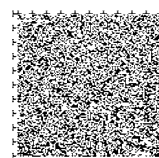
平常時には、地域の防火防災訓練において初期消火や、応急手当の普及指導を行うなど地域防災力を高める活動を行っています。このような中、男性はもちろん、たくさんの女性消防団員も活躍しています。



また、非常勤の特別職の地方公務員として報酬が支給されるほか、活動時の負傷等に対する公務災害補償、制服等の支給や、各種表彰制度もあります。

消防団では、会社員の方や自営業、学生、主婦など職業、年齢、性別を問わず様々な方が活動しており、18歳以上でその消防団区域に居住しているか勤務又は通学している人なら入団資格があります。

(入団資格は特別区・市町村により異なります。)



3 災害時の対応

災害が起きたときは、何よりも自分の命を守ること、そしてけがをしないことが大切です。地震の揺れを感じたら、まず身の安全を最優先に行動しましょう。

地震その時10のポイント

地震時の行動

地震だ! まず身の安全

- 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。
- 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

高層階(概ね10階以上)での注意点

- 高層階では、揺れが数分続くことがある。
- 大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。



ふんわり ふむふむ
(東京消防庁
防災キャラクター)

地震直後の行動

落ちついて 火の元確認 初期消火

- 火を使っている時は揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
- 出火した時は、落ちついて消火する。



あわてた行動 けがのもと

- 屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
- 瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。



窓や戸を開け 出口を確保

揺れがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保する。



門や塀には 近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。



地震後の行動

確め合おう わが家の安全 隣の安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否や出火の有無を互いに確認し合う。



協力し合って 消火・救出・応急救護

- 近隣で火災を発見した場合は、街頭消火器などにより、協力し合って消火を行い延焼を防ぐ。
- 倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。



正しい情報 確かな行動

行政、放送局、鉄道会社などから発信される正しい情報を得る。



避難の前に 安全確認 電気・ガス

避難が必要な時には、復電時の電気機器のショートなど、通電火災が発生する可能性やガス漏れの発生を防ぐため、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めてから避難する。



火災や津波 確かな避難

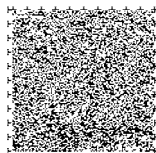
- 地域に大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら声を掛け合い、一時集合場所や避難場所に避難する。
- 沿岸部や川沿いでは、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。



参考 震度と人の体感・行動

震度階級	人の体感・行動
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
7	

※気象庁「気象庁震度階級関連解説表」より



地震発生時の避難の流れ

大きな地震が起きた

○ 火事などの危険がない



●役所・警察・消防から避難の指示があった
●火事が広がってきて危険になった



一時集合場所へ（小・中学校、近所の公園）
近所の人たちが集まって様子をみる場所
集団で避難するための身近な集合場所

危険で一時集合場所に行く余裕がない

○ 一時集合場所が安全

✕ 一時集合場所が危ない



避難場所に避難（大きな公園・広場）
火事の危険から身を守り、鎮火を待つ場所

○ 火事の危険がなくなった



○ 家に被害がない



✕ 家に被害があり生活できない

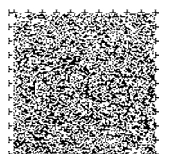


家に戻る



避難所に避難（小・中学校など）
家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった
人たちがしばらく生活する場所

避難方法は区市町村ごとに異なります。
お住まいの区市町村防災担当課（67ページ）にお問合せください。



一時（いつとき）集合場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド、近所の公園等をいいます。

避難場所

地震による火災や風水害による浸水等の危険から住民が身を守るため、緊急的に避難できる施設や大規模公園、広場等の場所をいいます。区市町村は、災害対策基本法に基づき、避難場所を地震や津波、内水氾濫などの災害の種別ごとに指定することとされています。

避難場所の位置は、各区市町村のホームページや東京都防災ホームページ内の「東京都防災マップ」で確認することができます。「東京都防災マップ」については、24ページをご覧ください。

なお、東京都は、東京都震災対策条例に基づき、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するために区部の避難場所を指定しています。

震災時火災における避難場所等の指定については、東京都都市整備局ホームページをご覧ください。



<参考：災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）>
避難場所標識の記載例図

避難所

①避難所とは

- (ア) 地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある住民を一時的に受け入れ、保護するための場所で、区市町村が、公共施設等を指定しています。
- (イ) 多くの場合、近隣の小中学校が指定されています。
- (ウ) 一定規模以上（概ね500人以上）の避難所には、避難所医療救護所が設置されます。
- (エ) 避難所医療救護所には、医師、看護師などが待機しており、医療相談、応急手当、簡単な処置が受けられます。
- (オ) 医療救護所で対応が困難な場合には、対応可能な医療機関へ移送されます。
- (カ) 避難所では、保健師などが巡回して、健康相談に応じます。

②福祉避難所とは

- (ア) 要配慮者に対し、医療や介護など必要なサービスを提供するための避難所で、区市町村が、社会福祉施設等をあらかじめ指定しています。
- (イ) 耐震・耐火構造に加えてバリアフリー化されている建物であり、要配慮者が支援を受けることができる体制が整備されていることを要件としています。

③避難所の場所を確認するには

各区市町村のホームページや東京都防災ホームページ内の「東京都防災マップ」で、避難所などの場所を確認することができます。「東京都防災マップ」については、24ページをご覧ください。

④避難所では助け合いながら生活しましょう。

- (ア) 避難所での生活は、スタッフと避難者の自治組織との共同運営で成り立っています。
- (イ) ルールを守り、できる範囲で役割分担をして、助け合いながら生活しましょう。
- (ウ) 男性と女性ではニーズが異なることを理解し、お互いに配慮することが重要です。

防災公園

避難場所や救出救助部隊等の活動拠点に指定された都立公園（防災公園）では、大地震の対策として、太陽光発電などの電源を備えた照明、地下便槽を設けた災害用トイレ、緊急車両が通行できる広幅員の園路などを整備しています。



4 要配慮者への支援

要配慮者は、災害が発生した場合には、情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が、円滑かつ迅速に行いにくい立場に置かれています。また、災害発生から復興するまでの間、社会的な支援やこれまで利用していたサービスは、限定されてしまうおそれがあります。

したがって、「自助・共助」を念頭に置き、個々の状況に合わせた「事前の準備」を十分に行うことが重要です。こうしたことで、災害時の不安が解消し、また支援を受けやすい状況などが整うことになります。

ことば 要配慮者

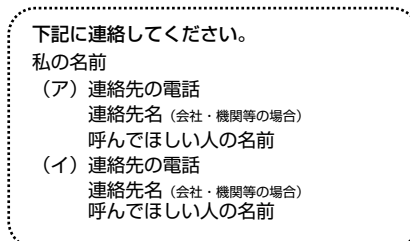
高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などの方

ヘルプカード：障害者が緊急時や平時に周囲の人に配慮や手助けをお願いするためのカードです。緊急連絡先や必要な支援内容を記載しておくことで、要配慮者が災害時に周囲へ支援を求める際に活用できます。

※必要な場合は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

表面：東京都標準様式

裏面：参考様式



日頃からの備え

① 高齢者、肢体不自由者、乳幼児、妊産婦、傷病者

(ア) 災害発生時の安全確保

例：部屋の安全を確保する、家具転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など。

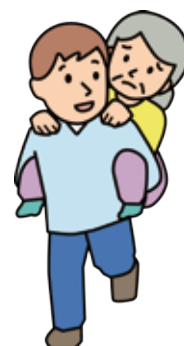
(イ) 避難する場所とその避難方法

例：事前に、家族の方、近隣の方と防災訓練を通じて確認する。

周囲に協力を求める、安否確認方法を決めておく。

(ウ) 避難所での生活、介助等生活における最低限必要な物の確保

例：非常持ち出し品を準備、薬の準備(3日分、推奨1週間分。入手困難な場合があります。)



② 視覚障害の方

(ア) 慣れた道の点字ブロックや誘導設備が損壊した場合への備え

例：事前に、避難経路を複数確認する。

被災時は、家族、周囲の人に誘導してもらう。

(イ) テレビ、電話、ラジオ、インターネットなどの手段が使えないときの情報収集方法

例：事前に、地域の方に協力を依頼し、様子を見にきてもらう。

災害時は、視覚障害があることを告げ、周囲の人から状況を聞く。

(ウ) 家屋等に閉じ込められた際、助けを求める方法

例：笛、防犯用ブザーなどを鳴らすなど、外にいる人に知らせる。

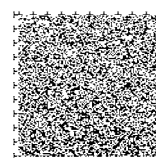
③ 聴覚障害の方、知的障害の方

(ア) コミュニケーションが円滑に取れず、要望が伝えられないことへの対応策

例：事前に、ヘルプカードなどを作成し、必要な事項を整理しておく。

(イ) 通勤、通学等の外出時に災害にあった場合の行動

例：事前に待ち合わせ場所を決める等



④外国人

コミュニケーションが円滑に取れず、要望を伝えるのが困難な場合に備え、東京都生活文化スポーツ局が作成している「外国人のためのヘルプカード」を用意しておく。



全12言語5種
・日本語、中国語、韓国語、英語併記版
・日本語、ベトナム語、タガログ語併記版
・日本語、タイ語、ネパール語併記版
・日本語、フランス語、ミャンマー語併記版
・日本語、スペイン語、ポルトガル語併記版



⑤精神障害の方（発達障害の方を含む）

症状は個々で異なるため、本人や支援者が周囲に症状や接し方等の情報を伝えられるようにしておく。服用している薬のほか、本人の特徴に合わせてコミュニケーションに必要な物品や落ち着いた物品の準備、避難所の下見などをしておくのもよい。

⑥内部障害の方

外見からは障害があることが分かりづらいことから、必要な医療的ケアや介護について、周囲に伝えられるようにしておく。

⑦在宅人工呼吸器使用者

（ア）災害に備え、停電も想定した療養に必要な物の確保

停電に備えて医療機器のバッテリーの充電を確認しておくとともに、蘇生バッグ、医薬品、ケア用品などを備蓄し、在宅で療養を継続することも想定しておく（7日分を目安に）。

（イ）避難や受診が必要な場合の備え

非常用電源設備のある施設や親戚知人宅等、避難先をあらかじめ決めておき、そこへ向かうための搬送支援者（複数名）と搬送手段を確保しておく。

また、体調の悪化等により在宅療養が困難となった場合の相談先について、支援者（主治医、訪問看護師、保健師など）と話し合っておく。

（ウ）災害時の行動の確認

災害時の対応について支援者と日頃からよく相談し、災害時に具体的な行動が出来るよう確認しておく。

参考： 1. 「災害時要配慮者防災行動マニュアル作成のための指針」(東京都福祉局作成)
2. 地震がくる前に子どものためにできること（乳幼児の保護者向け）（東京都福祉局作成）
3. 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（東京都保健医療局作成）

地域による防災対策

①支援を必要とする方へ

日頃から積極的に地域の人たちとの交流の場を作り、必要な支援について理解してもらいます。

また、防災訓練などに参加をするようにして、地域の協力の輪を広げましょう。

②隣近所など地域の皆さんへ

地域の高齢者や障害のある方等には、普段から積極的に働きかけて交流を図り、必要な情報を事前に的確に把握し、支援体制を備えることでいざという時には遠慮なく支援を申し出てもらうよう伝えておきます。

さまざまな配慮が必要な方への理解、日頃からの声かけ及び支援をお願いします。

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」、周囲の方に妊婦であることを示しやすくする「マタニティマーク」などを身につけている場合には、配慮をお願いします。



「マタニティマーク」「ヘルプマーク」

5 いざというときのための情報

(1) 家族等との安否確認手段

発災時、通常の電話は輻輳するためつながりにくくなります。日頃から家族等との安否確認手段を複数確保しておきましょう。

【代表的な安否確認ツールの紹介】

- 毎月1日・15日 ●正月3が日
- 防災週間(8/30-9/5)
- 防災とボランティア週間(1/15-1/21)
には、**試験的に体験できます!**

音声メッセージで伝えたい

災害用伝言ダイヤル「171」

- ①171をダイヤル
- ②録音は1、再生は2を押す。
- ③相手先電話番号を市外局番から押す。
- ④伝言を録音又は再生



文字メッセージで伝えたい/確認したい

災害用伝言板 web171

- ①インターネットで「web171」にアクセス
- ②電話番号をキーとして、安否メッセージを登録・確認

SNS

「X(旧Twitter)」、「Facebook」、「LINE」などSNSに自分の状況を投稿する(「無事です!」等)ことで、家族や友人に安否を連絡できます。

携帯電話の災害用伝言板

各携帯電話通信会社が提供する災害用伝言板。メッセージの登録は自分の通信会社サイトから。メッセージの検索/確認は他社の番号も可能

スマホの災害用アプリ

ダウンロードし操作に慣れましょう。



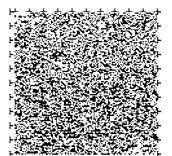
Android



iOS

Googleパーソンファインダー

- ①インターネットで「Googleパーソンファインダー」にアクセス
- ②名前を入力し、安否情報を登録/検索することができます。



(2) 災害時の情報収集

東京都防災ホームページ

平常時には災害への備え等を、災害時には被害状況等の情報を提供しています。

※右に掲載のQRコードを携帯電話で読み取りアクセスしてください。



<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都防災-X(旧Twitter)

災害時、都内の避難情報や帰宅困難者を保護する一時滞在施設の開設情報などをリアルタイムにポスト（投稿）します。アカウントをお持ちの方は災害に備えてフォローしてください。



ユーザー名：@tokyo_bousai

X @tokyo_bousai

東京都防災マップ

東京都防災ホームページ内の防災マップでは、地図上で災害時の防災施設の位置情報、施設情報、災害時帰宅支援ステーション等を検索したり表示したりすることができます。

<https://map.bosai.metro.tokyo.lg.jp/>



協定締結店舗には、左記のステッカーが貼られています。

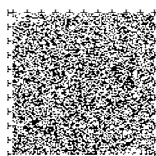
ガソリンスタンド



コンビニエンスストア、ファストフード
ファミリーレストランなど



アイコン	施設名	例	役割
	一時滞在施設	都立施設	帰宅困難者を一時的に受け入れる施設
	避難所	小中学校、公民館など	住宅を失った場合に避難生活をする場所
	避難場所	公園、団地、大学など	火災による危険を避けるために避難する場所
	災害時帰宅支援ステーション	コンビニエンスストア、ファストフード、ファミリーレストランなど	水道水やトイレ、情報の提供を受けることができる場所
	災害時サポートステーション	ガソリンスタンド	





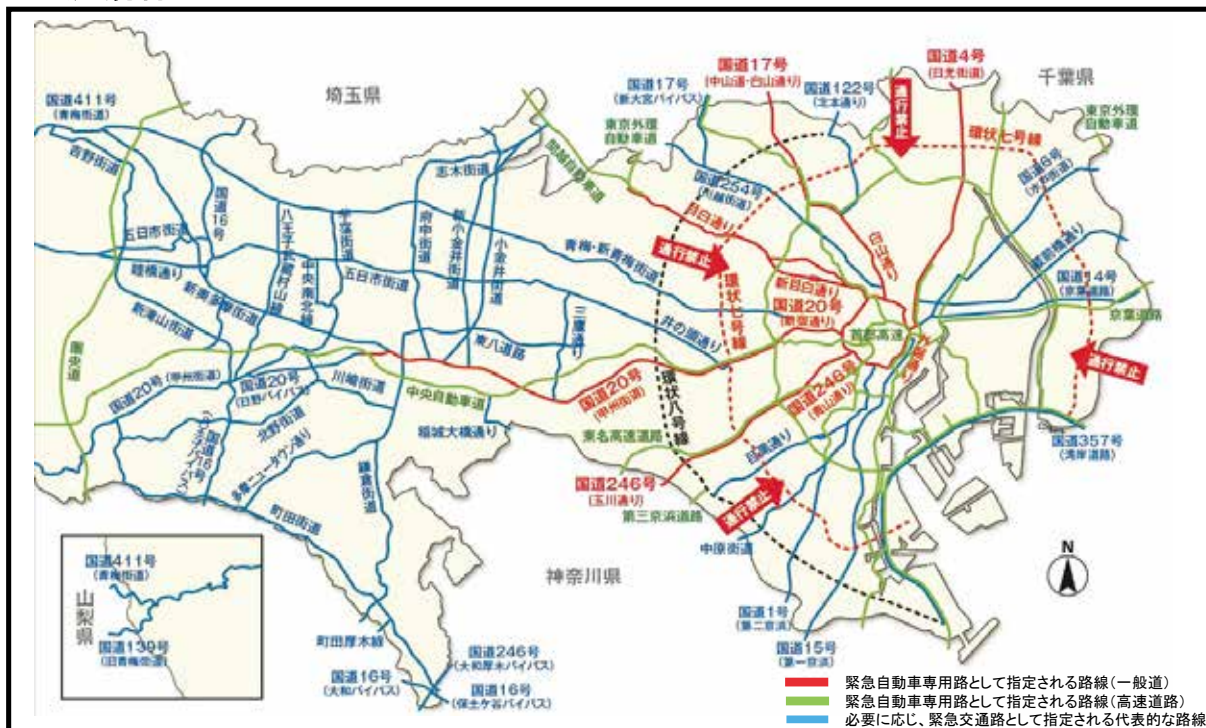
(3) 交通規制図

大震災(震度6弱以上)発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制(第一次交通規制)を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保(第二次交通規制)するものです。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
- 2 環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り・新目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路等	

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。(主な路線名)

国道1号	国道6号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中原街道	青柳・新青柳街道	井の頭通り・五日市街道・他	目黒通り
鹿前橋通り	国道16号	国道20号	国道139号
大和厚木バイパス	稲城大橋通り他	東八通り	小金井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	川崎街道	新奥多摩街道
平塚街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵村山線
三鷹通り	中央南北線	多摩ニュータウン通り	新南山・地山・宮前街道
北野街道	新小金井街道	国道256号(甲州街道)	

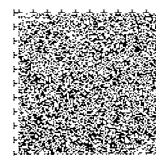
※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線から都心方向への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状八号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

警視庁

大震災(震度6弱以上)発生後は、新たに自動車を取り出さないでください。



(4) 災害時給水ステーション（給水拠点）一覧

地震により水道施設が被害を受けたり、停電などで断水の期間が長期間に及ぶような場合に備えて、東京都では、おおむね半径2キロメートル以内に1箇所、災害時給水ステーション（給水拠点）を設けています。災害時給水ステーション（給水拠点）には、浄水場（所）、給水所のほか、応急給水槽（震災時用の飲料水を確保する施設）等があり、応急給水槽は、避難場所となる公園や都立学校の校庭などに設置されています。詳しくは水道局のホームページをご確認ください。

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/kurashi/shinsai/ichiran.html>

(1) 区部の給水拠点（応急給水槽、浄水場、給水所等）

令和6年6月1日現在



災害時給水ステーションはこのマークが目印です。



【水道局設置分】				(m ³)
番号	区名	施設名	所在地	確保水量
1	千代田区	区立東郷元帥記念公園	★三番町18番地	1,500
2		都立日比谷公園	★日比谷公園1番地	1,500
3		都立一橋高等学校	☆東神田一丁目12番13号	100
4		晴海給水所	晴海一丁目6番3号	1,300
5	中央区	区立あかつき公園	★築地七丁目19番1号	1,500
6		区立堀留児童公園	☆日本橋堀留一丁目1番16号	100
7		芝給水所	芝公園三丁目6番7号	26,600
8		都立青山公園	★六本木七丁目23番	1,500
9	港区	シティハイツ桂坂(港区防災活動拠点)	☆高輪二丁目13番8号	100
10		淀橋給水所	西新宿二丁目10番1号	24,000
11	新宿区	区立鶴巻南公園	★早稲田鶴巻町507番	1,500
12		区立百人町ふれあい公園	★百人町三丁目28番	1,500
13	文京区	本郷給水所	本郷二丁目7番29号	20,000
14		区立教育の森公園	★大塚三丁目29番	1,500
15	台東区	都立上野恩賜公園	★上野公園8番51号	1,500
16		区立隅田公園山谷堀広場	☆浅草七丁目1番	100
17	墨田区	区立文花公園	★文花一丁目27番5号	1,500
18		区立両国公園	☆両国四丁目25番3号	100
19	江東区	亀戸給水所	亀戸二丁目6番50号	20,000
20		豊住給水所	東陽六丁目1番8号	13,300
21		江東給水所	新砂三丁目6番17号	22,000
22		有明給水所	有明三丁目1番8号	6,600
23	品川区	区立南砂三丁目公園	★南砂三丁目14番21号	1,500
24		都立辰巳の森海浜公園	★辰巳二丁目1番	1,500
25		区立戸越公園	★豊町二丁目1番30号	1,500
26		区立おじ公園	★八潮五丁目6番	1,500
27	目黒区	都立八潮高等学校	☆東品川三丁目27番22号	100
28		八雲給水所	八雲一丁目1番	16,600
29		都立林試の森公園	★下目黒五丁目37番	1,500
30		馬込給水所	西馬込二丁目15番6号	12,080
31	大田区	上池台給水所	上池台一丁目48番25号	11,000
32		東海給水所	東海一丁目3番12号	13,300
33		区立西六郷三丁目公園	★西六郷三丁目16番16号	1,500
34		区立萩中公園	★萩中三丁目25番26号	1,500
35	世田谷区	区立都堀公園	★大森東一丁目30番	1,500
36		区立下丸子公園	★下丸子四丁目21番	1,500
37		区立女塚なかよし公園	☆池上五丁目24番	100
38		砧浄水場	喜多見二丁目9番1号	8,300
39	世田谷区	砧下浄水所	鎌田二丁目4番1号	700
40		和田堀給水所	大原二丁目30番43号	20,300
41		玉川給水所	玉川田園調布一丁目19番1号	20,000
42		大蔵給水所	砧二丁目8番1号	13,300
43	世田谷区	駒沢給水所	弦巻二丁目41番5号	3,200
44		区立こどものひろば公園	★下馬二丁目31番4号	1,500
45		区立蔭根公園	★船橋六丁目21番	1,500
46		都立祖師谷公園	★上祖師谷四丁目2番	1,500
47	渋谷区	区立中町二丁目公園	☆中町二丁目34番1号	100
48		都立代々木公園	★代々木神園町二番1号	1,500
49		都立第一商業高等学校	☆鉢山町8番1号	100
50		区立景丘公園	☆恵比寿四丁目19番21号	100
51	中野区	区立弥生公園	☆弥生町五丁目4番	100
52		区立古田の森公園	☆古田三丁目14番	100
53	中野区	区立みずのとう公園	☆古田一丁目3番	100

				(m ³)
番号	区名	施設名	所在地	確保水量
54	杉並区	杉並浄水所 (注1)	善福寺三丁目28番5号	0
55		和泉水圧調整所	和泉二丁目5番23号	16,600
56		上井草給水所	上井草三丁目22番12号	60,000
57		都立和田堀公園	★大宮二丁目26番	1,500
58	杉並区	区立蚕糸の森公園	★和泉三丁目55番	1,500
59		区立昭栄公園	★高井戸西一丁目12番	1,500
60		区立井草森公園	★井草四丁目12番1号	1,500
61		都立馬橋公園	☆高円寺北四丁目35番5号	100
62	豊島区	都立善福寺川緑地	☆成田三丁目14番	100
63		区立西池袋公園	★西池袋三丁目20番1号	1,500
64		都立文京高等学校	☆西巢鴨一丁目1番5号	100
65		区立桐ヶ丘中央公園	★桐ヶ丘一丁目8番	1,500
66	北区	区立滝野川公園	★西ヶ原二丁目1番	1,500
67		区立北運動公園	★神谷二丁目47番6号	1,500
68		南千住給水所	南千住八丁目2番6号	33,300
69		区立日暮里南公園	★東日暮里五丁目19番1号	1,500
70	板橋区	三園浄水場	三園二丁目10番1号	15,600
71		板橋給水所	加賀一丁目17番1号	26,600
72		大谷口給水所	大谷口一丁目4番	11,600
73		都立城北中央公園	★桜川一丁目1番	1,500
74	板橋区	区立城北公園	★坂下二丁目19番1号	1,500
75		都立板橋高等学校	★大谷口一丁目54番1号	100
76		都立赤塚公園	☆高島平三丁目1番	100
77		区立西徳第二公園	☆西台三丁目42番1号	100
78	練馬区	練馬給水所	光が丘二丁目4番1号	66,600
79		区立大泉公園	★大泉学園町六丁目25番	1,500
80		区立学田公園	★豊玉南三丁目32番	1,500
81		区立はやり公園	☆早宮一丁目47番11号	100
82	足立区	区立みんなの広場公園	☆石神井町八丁目41番	100
83		小右衛門給水所	中央本町三丁目8番1号	16,600
84		区総合スポーツセンター	★東保木間二丁目27番1号	1,500
85		区立千住スポーツ公園	★千住緑町二丁目1番1号	1,500
86	足立区	区立諏訪木東公園	★西新井三丁目25番	1,500
87		区立大谷田南公園	★中川四丁目42番1号	1,500
88		区立北鹿浜公園	★鹿浜三丁目26番	1,500
89		都立舎人公園	☆舎人公園1番1号	100
90	江戸川区	区立北宮城町公園	☆扇二丁目37番1号	100
91		江北給水所	江北五丁目5番	16,600
92		金町浄水場	金町浄水場1番1号	48,700
93		水元給水所(都立水元公園内自由広場)	水元公園4番	33,300
94	葛飾区	区立上千葉公園	★東堀切三丁目25番1号	1,500
95		区立新小岩公園	★西新小岩一丁目1番3号	1,500
96		区立洪江東公園	☆東四つ木二丁目15番	100
97		西瑞江給水所	東瑞江一丁目26番2号	6,600
98	江戸川区	葛西給水所	北葛西三丁目9番	13,300
99		都立篠崎公園	★上篠崎一丁目25番	1,500
100		区立宇喜田中央公園	★北葛西四丁目15番	1,500
101		区立小岩公園	★北小岩六丁目43番	1,500
102	江戸川区	都立大島小松川公園	★小松川一丁目7番	1,500
103		都立葛西西南高等学校	☆南葛西一丁目11番1号	100
104	江戸川区	一之江抹香亭	☆一之江五丁目14番	100
【水道局設置分】小計 (104か所)				689,580

★:応急給水槽 (1,500m³槽) ☆:小規模応急給水槽 (100m³槽)

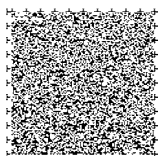
(注1) 杉並浄水所は、平成28年12月28日から運用を停止している。

【都市整備局等所管分】

番号	区名	施設名	所在地	確保水量
105	墨田区	白鰐東地区防災拠点	堤通二丁目	2,700

※白鰐東地区防災拠点は、既存の貯水槽を給水拠点に位置づける。

区部合計確保水量 (105か所)	692,280
------------------	---------



(2) 多摩地区の給水拠点（応急給水槽、浄水場、給水所等）等

令和6年6月1日現在

【都営水道市町】

番号	市町名	施設名	所在地	確保水量 (m³)
1	八王子市	鍾水給水所	鍾水401番地	1,660
2		西寺方給水所	西寺方町1006番地167	1,660
3		狭間給水所	狭間町1994番地478	5,000
4		犬目第二給水所	犬目町710番地	1,760
5		高月給水所	高月町2240番地	5,000
6		散田給水所	散田町二丁目6番地1	6,660
7		東浅川給水所	東浅川町674番地	4,330
8		寺田配水所	寺田町1359番地4	330
9		元八王子配水所	元八王子町三丁目2750番地487	150
10		北野給水所	北野町595番地3	5,280
11		南陽台配水所	南陽台三丁目5番1号	330
12		榎原給水所	榎原町1294番地3	13,330
13		曉町配水所	曉町三丁目3番1号	830
14		久保山配水所	久保山町二丁目15番地1	730
15		大船給水所	七国三丁目56番1号	7,330
16		鍾水小山給水所	鍾水二丁目92番地	23,330
17		南大沢給水所	南大沢四丁目25番地	4,950
18		都立陵南公園	★長房町1572番地	1,500
19		桐田ポンプ所	桐田町545番地	440
20	立川市	柴崎給水所	柴崎町一丁目1番41号	1,500
21		立川栄町浄水所	栄町五丁目38番地の5	330
22		立川砂川給水所	砂川町六丁目41番地の1	5,100
23		市立松中公園	☆市砂町一丁目19番地の12	100
24	三鷹市	上連雀給水所(西配水場)	上連雀九丁目41番4号	5,430
25		三鷹新川給水所(東配水場)	新川二丁目1番15号	3,330
26	青梅市	日向和田浄水所	日向和田二丁目370番地	880
27		千ヶ瀬浄水所	千ヶ瀬町三丁目464番地の1	460
28		御岳山第一配水所	御岳山170番地の3	70
29		成木配水所	成木八丁目690番地の3	30
30		新町給水所	新町五丁目24番地の1	2,330
31		二俣尾配水所	二俣尾五丁目107番地の2	70
32		城山配水所	東青梅六丁目95番地の1	1,440
33		梅郷配水所	和田町二丁目578番地の1	1,330
34	府中市	府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所	武蔵台二丁目7番地及び武蔵台一丁目25番地	3,730
35		若松給水所	若松町四丁目10番地	1,760
36		幸町給水所	幸町二丁目24番地	5,000
37		府中南町給水所	南町一丁目50番地	1,660
38		都立武蔵野公園	★多磨町三丁目2番地	1,500
39	調布市	上石原配水所	上石原一丁目34番地7	1,120
40		仙川配水所	仙川町三丁目6番地27	320
41		深大寺給水所	深大寺南町五丁目56番地1	9,900
42		調布西町給水所	西町717番地	6,660
43	町田市	小野路給水所	小野路町2637番地1	6,330
44		原町田浄水所	原町田五丁目13番3号	520
45		滝の沢給水所	旭町二丁目7番7号	1,880
46		野津田浄水所	野津田町3398番地	1,000
47		市立つくし野セントラルパーク	★つくし野三丁目19番地	1,500
48		市立鶴川中央公園	☆鶴川六丁目6番地	100
49	小金井市	成瀬コミュニティセンター	☆西成瀬二丁目49番1号	100
50		市立忠生公園	☆忠生一丁目3番地	100
51		市立三輪中央公園	☆三輪緑山三丁目21番地	100
52	小平市	梶野配水所	梶野町五丁目10番33号	1,300
53		上水南給水所	小平市上水南町三丁目12番36号	11,660
54	日野市	小川給水所	小川町一丁目847番地	6,580
55		市立津田公園	津田町三丁目39番	100
56	日野市	市立大坂西公園	大坂上一丁目14番地の4	100
57		多摩平給水所	多摩平二丁目7番地の2	3,660
58		程久保給水所	程久保五丁目10番地の1	6,700
59		三沢配水所	三沢905番地の2	1,490
60	日野市	日野旭が丘給水所	旭が丘二丁目42番地の2	1,660

				(m³)
番号	市町名	施設名	所在地	確保水量
61	東村山市	八坂給水所	富士見町五丁目4番地46	20,000
62		東村山浄水場	美住町二丁目20番地236	36,000
63		美住給水所	美住町二丁目13番地4	2,020
64		市立東村山運動公園	★ 恩多町一丁目9番地5	1,500
65	国分寺市	市立秋津小学校	☆ 秋津町三丁目48番地1	100
66		東恋ヶ窪配水所	東恋ヶ窪二丁目5番地8	1,220
67		国分寺北町給水所	北町四丁目1番地5	5,800
68	国立市	国立中給水所	中三丁目8番地1	2,000
69	西東京市	谷保給水所	谷保1462番地1	2,000
70		芝久保給水所	芝久保町五丁目9番1号	6,030
71		保谷町給水所	保谷町一丁目5番24号	2,910
72	福生市	西東京栄町配水所	栄町二丁目7番6号	1,000
73		福生武蔵野台給水所	武蔵野台二丁目32番地	2,540
74		市立明神下公園	★ 南田園一丁目12番地1	1,500
75	狛江市	和泉本町給水所	和泉本町四丁目6番1号	2,260
76	東大和市	上北台給水所	上北台一丁目801番地1	5,330
77		東大和給水所	桜が丘三丁目44番地	26,660
78	清瀬市	清瀬元町配水所	元町二丁目27番12号	600
79	東久留米市	市立第3保育園	☆ 旭が丘三丁目755番地1	100
80		清瀬梅園給水所	梅園一丁目3番	10,000
81	武蔵村山市	南沢給水所	南沢三丁目9番21号	3,330
82		滝山給水所	滝山六丁目1番1号	1,960
83	多摩市	学園配水所	学園一丁目5番地の7	1,460
84		中藤配水所	中藤二丁目1番地の3	950
85		市立中原公園	★ 中原二丁目21番地の4	1,500
86		桜ヶ丘配水所	桜ヶ丘四丁目10番地	1,500
87	稲城市	落合配水所	中沢一丁目12番地	100
88		愛宕配水所	愛宕二丁目51番地	1,140
89		南野給水所	南野二丁目16番地	3,360
90		聖ヶ丘給水所	聖ヶ丘四丁目1番地	14,000
91	あきる野市	市立並木公園	★ 和田1551番地1	1,500
92		坂浜配水所	坂浜816番地	1,510
93	瑞穂町	向陽台給水所	向陽台六丁目16番地	2,000
94		若葉台給水所	若葉台一丁目19番地	2,160
95		秋留台給水所	秋川三丁目2番地10	2,000
96		菅生給水所	菅生683番地	2,000
97	日の出町	上代継浄水所	上代継407番地	200
98		戸倉給水所	戸倉348番地1	1,660
99		小峰台配水所	小峰台40番地	160
100		伊奈配水所	伊奈372番地3	130
101	石畑給水所	石畑2301番地	10,000	
102	文化の森給水所	平井3075番地	2,000	
多摩地区【都営水道市町】小計 (102か所)				367,460

【都営水道市町以外】

1	武蔵野市	第一浄水場 (注1)	吉祥寺北町四丁目11番46号	0
2		第二浄水場 (注1)	桜堤一丁目6番6号	0
3	昭島市	西部配水場	緑町二丁目17番16号	2,780
4		東部配水場	朝日町四丁目23番28号	2,160
5	羽村市	第一配水場	緑ヶ丘二丁目18番地5	2,060
6		小作浄水場	小作台四丁目2番地1	14,260
		多摩地区 (都営水道市町以外)	小計 (6カ所)	21,260

多摩地区合計確保水量 (108か所)

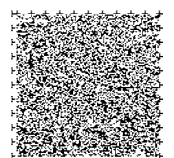
388,720

★:応急給水槽 (1,500m³槽)

☆:小規模応急給水槽 (100m³槽)

(注1) 運搬給水拠点 (給水車等の車両への水の補給施設)

拠点給水は、市立小中学校及び広域避難場所で行う。

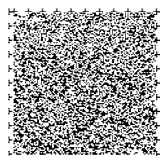


(5) 災害拠点病院一覧

災害拠点病院とは、主に重症者の収容・治療を行う病院です。災害時に重症者の適切な医療を確保するため、83病院指定しています。

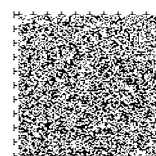
令和6年4月1日現在

二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	へリ	東京DMAT
区中央部	日本大学病院	千代田区神田駿河台 1-6	03-3293-1711	320	○		○
	三井記念病院	千代田区神田和泉町 1	03-3862-9111	482			
	聖路加国際病院	中央区明石町 9-1	03-3541-5151	520	○		○
	東京都済生会中央病院	港区三田 1-4-17	03-3451-8211	535	○		
	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋 3-19-18	03-3433-1111	1,075	○		
	北里大学北里研究所病院	港区白金 5-9-1	03-3444-6161	329			
	虎の門病院	港区虎ノ門 2-2-2	03-3588-1111	819			
	☆ 日本医科大学付属病院	文京区千駄木 1-1-5	03-3822-2131	877	○	○	○
	東京都立駒込病院	文京区本駒込 3-18-22	03-3823-2101	815			
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷 3-1-3	03-3813-3111	1,051		○	
	東京医科歯科大学病院	文京区湯島 1-5-45	03-3813-6111	813	○	○	○
	東京大学医学部附属病院	文京区本郷 7-3-1	03-3815-5411	1,226	○	○	
	永寿総合病院	台東区東上野 2-23-16	03-3833-8381	400		○	
	昭和大学病院	品川区旗の台 1-5-8	03-3784-8000	815	○		○
区南部	N T T 東日本関東病院	品川区東五反田 5-9-22	03-3448-6111	594			
	☆ 東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西 6-11-1	03-3762-4151	916	○		○
	大森赤十字病院	大田区中央 4-30-1	03-3775-3111	344			
	東京都立荏原病院	大田区東雪谷 4-5-10	03-5734-8000	461		○	
	東京労災病院	大田区大森南 4-13-21	03-3742-7301	400		○	
	池上総合病院	大田区池上 6-1-19	03-3752-3151	384			
	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111	640	○		○
区西南部	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷 5-19-1	03-3300-0366	301			
	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀 6-25-1	03-3429-1171	383			
	日産厚生会玉川病院	世田谷区瀬田 4-8-1	03-3700-1151	381			
	★ 東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿 2-34-10	03-3444-1181	408	○	○	○
	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾 4-1-22	03-3400-1311	693	○	○	○
	☆ 東京医科大学病院	新宿区西新宿 6-7-1	03-3342-6111	904	○		○
区西部	慶應義塾大学病院	新宿区信濃町 35	03-3353-1211	950			
	東京女子医科大学病院	新宿区河田町 8-1	03-3353-8111	1,190	○		○
	東京都立大久保病院	新宿区歌舞伎町 2-44-1	03-5273-7711	304			
	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山 1-21-1	03-3202-7181	716	○	○	○
	東京山手メディカルセンター	新宿区百人町 3-22-1	03-3364-0251	418			
	東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町 5-1	03-3269-8111	520			
	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央 4-59-16	03-3382-1231	296			
	東京警察病院	中野区中野 4-22-1	03-5343-5611	415		○	
	荻窪病院	杉並区今川 3-1-24	03-3399-1101	252			
	杏林大学医学部附属杉並病院	杉並区和田 2-25-1	03-3383-1281	340			
	東京都立大塚病院	豊島区南大塚 2-8-1	03-3941-3211	435			
区西北部	東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56	03-5963-3311	351			
	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町 30-1	03-3972-8111	990	○		○
	☆ 帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀 2-11-1	03-3964-1211	1,074	○	○	○
	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町 35-2	03-3964-1141	550			
	東京都立豊島病院	板橋区栄町 33-1	03-5375-1234	438			
	練馬光が丘病院	練馬区光が丘 2-5-1	03-3979-3611	457			
	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台 3-1-10	03-5923-3111	490	○		○



二次保健医療圏		施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ	東京 DMAT
区東北部	☆	東京女子医科大学附属足立医療センター	足立区江北 4-33-1	03-3857-0111	450	○	○	○
		西新井病院	足立区西新井本町 1-12-12	03-5647-1700	196			
		苑田第一病院	足立区竹の塚 4-1-12	03-3850-5721	221			
		博慈会記念総合病院	足立区鹿浜 5-11-1	03-3899-1311	306			
		東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸 6-41-2	03-3603-2111	371			
		東京都立東部地域病院	葛飾区亀有 5-14-1	03-5682-5111	314			
		平成立石病院	葛飾区立石 5-1-9	03-3692-2121	203			
区東部	☆	東京都立墨東病院	墨田区江東橋 4-23-15	03-3633-6151	765	○	○	○
		東京曳舟病院	墨田区東向島 2-27-1	03-5655-1120	200			○
		江東病院	江東区大島 6-8-5	03-3685-2166	286			
		順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂 3-3-20	03-5632-3111	404			
		がん研究会有明病院	江東区有明 3-8-31	03-3520-0111	686		○	
		昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲 5-1-38	03-6204-6000	400			
		東京臨海病院	江戸川区臨海町 1-4-2	03-5605-8811	400			
		江戸川病院	江戸川区東小岩 2-24-18	03-3673-1221	474			
		森山記念病院	江戸川区北葛西 4-3-1	03-5679-1211	293			
西多摩	☆	青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	521	○	○	○
		公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	042-558-0321	305			
		公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	042-551-1111	316			
南多摩	☆	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町 1163	042-665-5611	610	○	○	○
		東海大学八王子病院	八王子市石川町 1838	042-639-1111	500		○	○
		日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1	042-371-2111	405	○		○
		東京都立多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2	042-338-5111	287			
		稲城市立病院	稲城市大丸 1171	042-377-0931	290			
		町田市市民病院	町田市旭町 2-15-41	042-722-2230	440			
		南町田病院	町田市鶴間 4-4-1	042-799-6161	222			
		日野市立病院	日野市多摩平 4-3-1	042-581-2677	300			
北多摩西部	★	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256	042-526-5511	455	○	○	○
		立川病院	立川市錦町 4-2-22	042-523-3131	450			
		東大和病院	東大和市南街 1-13-12	042-562-1411	284			
北多摩南部		武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	0422-32-3111	611	○	○	○
	☆	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	多摩 042-323-5111 小児 042-300-5111	789 561	○	○	○
		杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川 6-20-2	0422-47-5511	1,137	○	○	○
		東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	03-3480-1151	561			
北多摩北部	☆	公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052	485	○		○
		佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461-1535	183			
		東京都立多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396-3811	337			
		国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	472			
合計		83 施設			43,535	28	22	27

★印は基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。
 三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。
 ヘリとは、ヘリコプターの臨時離発着場をいう。
 東京 DMAT とは、東京 DMAT 指定病院をいう。



6 都の主な対策

(1) 耐震化の推進

東京都耐震改修促進計画

「東京都耐震改修促進計画」は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定するもので、都民の生命や財産を保護するため、都内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い東京を実現することを目的としています。

建築物の種類	現 状		目 標		
特定緊急輸送道路沿道建築物	令和 4 年 12 月	92.6% (総合到達率)	令和 7 年度末	総合到達率 99%、かつ、区間到達率 95%未満の解消	
一般緊急輸送道路沿道建築物	令和 4 年 6 月	84.3%	令和 7 年度末	耐震化率 90%	
住宅		令和 2 年 3 月	92.0%	令和 7 年度末	旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
		令和 2 年 3 月	89.1% (2000 年基準)	令和 17 年度末	耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね解消
	マンション	令和 2 年 3 月	94.4%	令和 7 年度末	耐震性が不十分なマンションをおおむね解消
	主な公共住宅	令和 2 年 3 月	91.9%	令和 7 年度末	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	都営住宅	令和 2 年 3 月	95.9%	令和 7 年度末	耐震化率 100%
	都住宅供給 公社住宅	令和 2 年 3 月	99.5%	令和 2 年度末に耐震化率 100%を達成	
特定建築物	令和 2 年 3 月	88.4%	令和 7 年度末	耐震化率 95%	
要緊急安全確認大規模建築物	令和 2 年 3 月	94.0%	令和 7 年度末	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消	
防災上重要な公共建築物	令和 2 年 3 月	98.5%	できるだけ早期に耐震化率 100%達成		
都有建築物	令和 2 年 3 月	99.9%	令和 4 年度末	耐震化率 100%	
災害拠点病院	令和元年 9 月	96.3%	令和 7 年度末	耐震化率 100%	
民間社会福祉施設等	平成 31 年 3 月	91.3%	令和 12 年度末	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消 (うち自己所有の建築物については耐震化率 100%)	
保育所	平成 31 年 3 月	98.7%			
私立学校	令和 2 年 4 月	95.8%	できるだけ早期に耐震化率 100%達成		
組積造の塀 (通行障害建築物となる組積造の塀)			令和 7 年度末	耐震性が不十分なものをおおむね解消	

(東京都耐震改修促進計画 (令和 5 年 3 月改定) による)

- ※ 特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和 17 年度までに総合到達率 100%を目標とする。
- ※ 住宅については、上記に加え、令和 12 年度末までに新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減することを中間の目標とする。
- ※ 民間社会福祉施設等の目標における自己所有とは、施設運営者が建築物を所有することをいう。

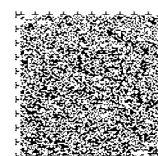


特定緊急輸送道路の機能確保

都は、震災時の救助活動や復興に不可欠な緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物が地震により倒壊して、道路を閉塞することがないように、平成23年4月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、平成23年6月28日に特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路（特定緊急輸送道路）を指定しました。（令和5年3月31日に一部解除）



詳細は、<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/proceed/topic03.html> をご覧ください。



特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を義務化

緊急輸送道路は、救命救急・消火活動、物資の輸送、復旧復興の大動脈であり、建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、都民の生命と財産を守るとともに、首都東京の機能を維持するために極めて重要です。このため、都は、特に重要な道路を「特定緊急輸送道路」として指定し、一定の条件に該当する沿道の建築物（特定沿道建築物）に耐震診断等の義務付けと改修費用等の助成を行っています。



東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

平成23年6月28日	特定緊急輸送道路の指定の告示
平成23年10月1日	耐震化状況の報告義務の開始
平成24年4月1日	耐震診断の実施義務の開始
平成27年2月6日	未診断建築物の公表を開始
平成30年3月29日	耐震診断結果の公表を開始

東京都耐震マーク表示制度

建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるよう、「東京都耐震マーク表示制度」を行っています。

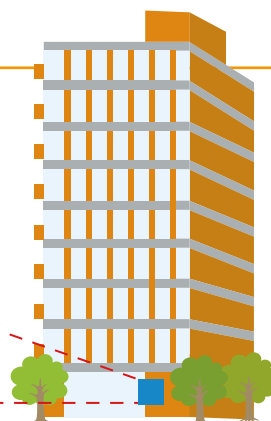
この制度は、耐震基準に適合していることが確認された東京都内全ての建築物に対し、「東京都耐震マーク」を無料で交付し、建築物の入り口等見やすい場所に表示していただくものです。

東京都耐震マーク表示制度

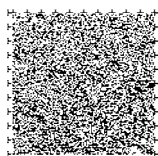
検索

東京都耐震マーク表示制度

東京都耐震マーク



※新耐震建築物（昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築の工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造建築物を除く）の場合は「新耐震適合」、耐震基準への適合が確認された建築物の場合は「耐震診断済」、耐震改修により耐震基準への適合が確認された建築物の場合は「耐震改修済」の表記になります。



(2) 木造住宅密集地域への対策

防災都市づくり推進計画

都は「防災都市づくり推進計画(以下、「推進計画」という。)」に基づき、延焼遮断帯となる道路の整備や、震災時に特に甚大な被害が想定される「整備地域」における、建築物の不燃化・耐震化を区と連携して進めています。

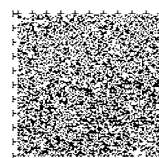
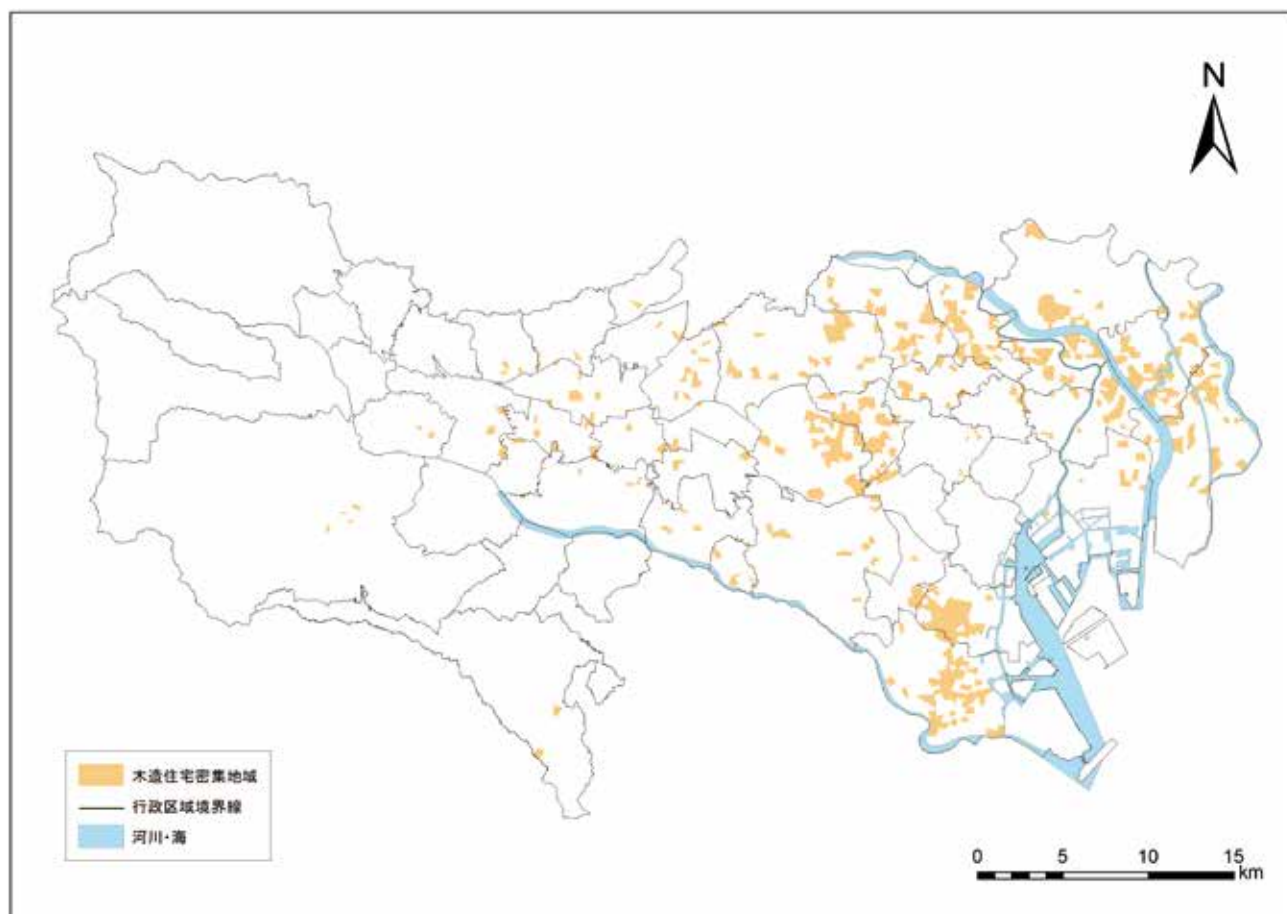
「推進計画」では、防災都市づくりに関する施策や方針や目標等を定める「基本方針」と、基本方針に基づく具体的な整備計画である「整備プログラム」を定めています。

整備地域については、不燃化特区制度の活用や特定整備路線の整備に取り組み、引き続き、不燃化を強力に推進します。

また、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」を抽出するなど、整備地域以外の市街地においても、安全で良好な住環境を形成し、さらに、地域の特性に応じた創意工夫による魅力的な街並みの住宅市街地への再生を促進します。

「整備プログラム」では整備地域の改善を計画的に進めていくために、各地域で講じる取組を定めており、新たに木造住宅密集地域等における防災性の維持・向上に資する取組についても記載し、各区市の取組を促進していきます。取組に追加等があった場合は年1回を基本に整備プログラムを更新しています。

木造住宅密集地域（令和3年4月時点）



不燃化特区制度と特定整備路線の取組

整備地域を対象に、重点的・集中的な取組を実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにするため、以下の取組を行っていきます。

○不燃化特区制度

特に重点的・集中的に改善を図るべき地区について、住民への積極的な働きかけなど、従来よりも踏み込んだ取組を行う区からの整備プログラムの提案に基づき都が不燃化特区（重点整備地域）として指定し、建替え促進助成や固定資産税・都市計画税の減免措置などによる建物の不燃化を促進しています。また、体制強化やノウハウ提供などによる区の取組を支援し、市街地の不燃化を強力に推進しています。令和7年度までに重点整備地域の不燃領域率（※1）を全地域で70%以上を目指しつつ、各地域で10ポイント以上向上（※2）することを目標に、52地区、約3,350ha（令和3年4月時点）で取組を進めています。

○延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備

整備地域において、「燃え広がらないまち」を実現するために、延焼遮断や避難、救援など、防災性の向上に有効な都施行の都市計画道路を平成24年に特定整備路線に選定し、28区間、延長約25kmで整備を進めています。

整備に当たっては、民間事業者を活用した相談窓口を設置し、移転先情報の提供や建物の建て替えプランの提案を行うなど、関係権利者の意向を踏まえた生活再建の支援を行っています。

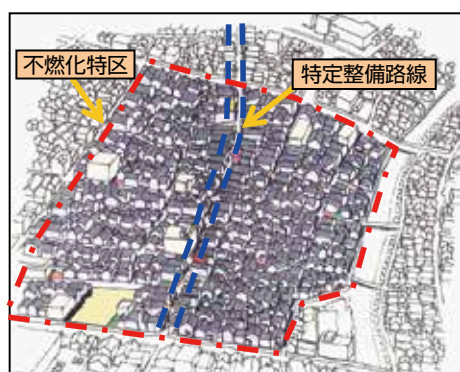
特定整備路線の全線整備に向け、整備を推進しています。

○地域における防災まちづくりの気運醸成

木密地域の住民に対し、震災の怖さや自助・共助の重要性を伝え、危機意識の共有化を促し、地域が一体となって防災まちづくりに取り組む気運を高めていきます。

※1 市街地の「燃えにくさ」を指す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。

※2 平成28年度からの上昇分

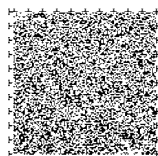


（不燃化特区・特定整備路線選定時）

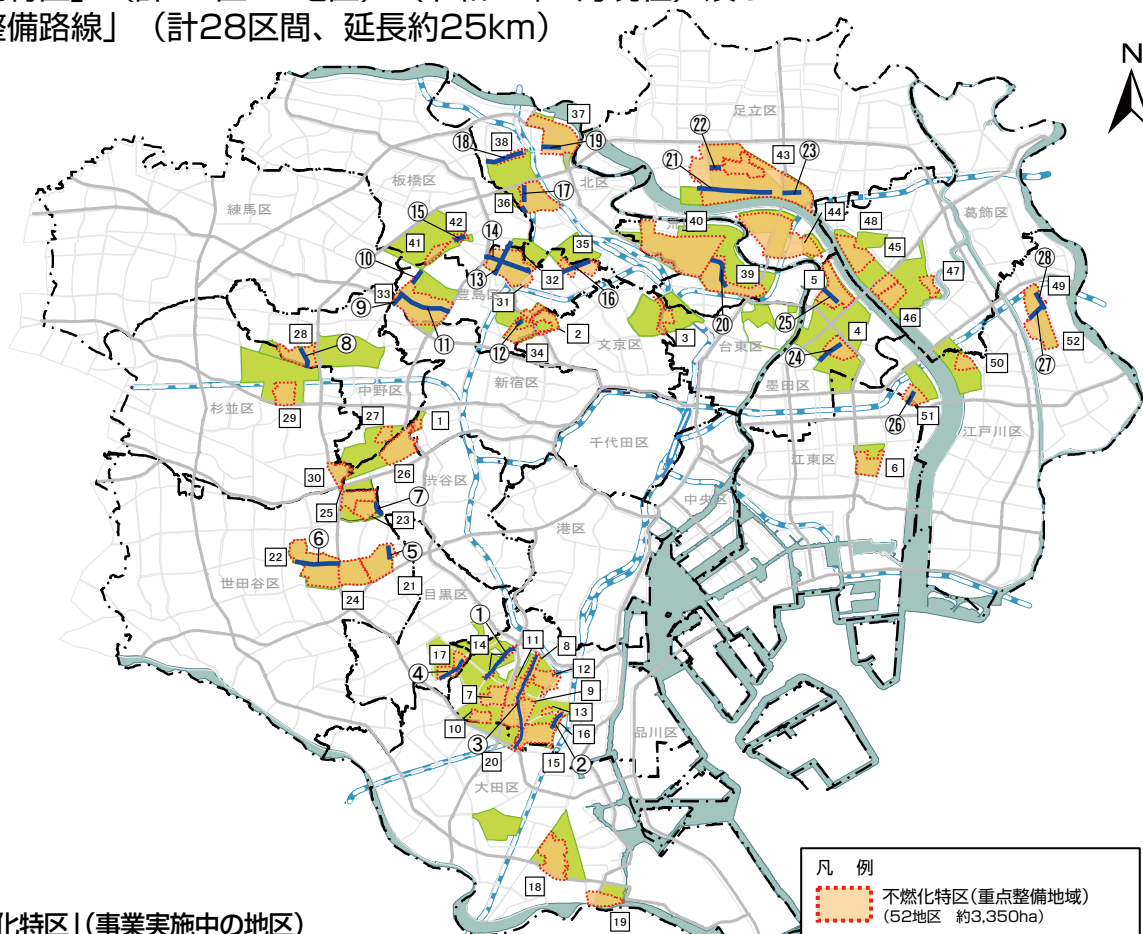


（整備後）

整備イメージ



「不燃化特区」（計19区52地区）（令和3年4月現在）及び
「特定整備路線」（計28区間、延長約25km）

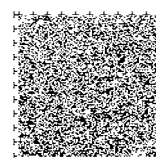


「不燃化特区」（事業実施中の地区）

01	新宿区	西新宿五丁目地区
02	文京区	大塚五・六丁目地区
03	台東区	谷中二・三・五丁目地区
04	墨田区	京島周辺地区
05		鍾ヶ淵周辺地区
06	江東区	北砂三・四・五丁目地区
07		東中延一・二丁目、中延二・三丁目及び西中延三丁目地区
08		補助29号線沿道地区（品川区）
09		豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区
10		旗の台四丁目・中延五丁目地区
11	品川区	戸越二・四・五・六丁目地区
12		西品川一・二・三丁目地区
13		大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区
14		放射2号線沿道地区
15		補助28号線沿道地区
16		大井二丁目地区
17	目黒区	目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区
18		大森中地区（西荻谷・東蒲田・大森中）
19	大田区	羽田二・三・六丁目地区
20		補助29号線沿道地区（大田区）
21		太子堂・三宿地区
22		区役所周辺地区
23	世田谷区	北沢三・四丁目地区
24		太子堂・若林地区
25		北沢五丁目・大原一丁目地区
26	渋谷区	本町二～六丁目地区
27		弥生町三丁目周辺地区
28	中野区	大和町地区
29	杉並区	杉並第六小学校周辺地区
30		方南一丁目地区
31		東池袋四・五丁目地区
32	豊島区	池袋本町・上池袋地区
33		補助26・172号線沿道地区
34		雑司が谷・南池袋地区
35	豊島区・北区	補助81号線沿道地区
36		十条駅周辺地区
37	北区	志茂・岩淵地区
38		赤羽西補助86号線沿道地区
39	荒川区	荒川・南千住地区
40		町屋・尾久地区
41	板橋区	大谷ロー一丁目周辺地区
42		大山駅周辺西地区
43	足立区	西新井駅西口周辺地区
44		足立区中南部一帯地区
45		四つ木一・二丁目地区
46		東四つ木地区
47	葛飾区	東立石四丁目地区
48		堀切二丁目周辺及び四丁目地区
49		南小岩七・八丁目周辺地区
50	江戸川区	松島三丁目地区
51		平井二丁目付近地区
52		南小岩南部・東松本付近地区

「特定整備路線」

路線名	箇所	延長(m)
① 放射第2号線	品川区西五反田七丁目～西中延一丁目	1,255
② 補助第28号線	品川区大井四丁目付近	520
③ 補助第29号線	品川区大崎三丁目～大田区東馬込二丁目	3,445
④ 補第46号線	目黒区目黒本町五丁目付近	510
	目黒区目黒本町五丁目～洗足一丁目	550
⑤ 補助第26号線	世田谷区三宿二丁目～池尻四丁目	440
⑥ 補助第52号線	世田谷区若林五丁目～豪徳寺二丁目	1,310
⑦ 補助第26号線	目黒区駒場四丁目～渋谷区大山町	550
⑧ 補助第227号線	中野区大和町一丁目～大和町四丁目	710
⑨ 補助第26号線	豊島区南長崎六丁目～長崎五丁目	320
⑩ 補助第26号線	豊島区千早四丁目～要町三丁目	460
⑪ 補助第172号線	豊島区長崎一丁目～長崎五丁目	1,620
⑫ 補助第81号線	豊島区南池袋二丁目～南池袋四丁目	260
⑬ 補助第73号線	豊島区池袋本町二丁目～板橋区板橋一丁目	1,070
⑭ 補助第82号線	豊島区上池袋三丁目～板橋区大山金井町	1,130
⑮ 補助第26号線	板橋区大山町付近	375
⑯ 補助第81号線	豊島区巢鴨五丁目～北区西ヶ原三丁目	930
⑰ 補助第73号線	北区上十条二丁目～十条仲原二丁目	895
⑱ 補助第86号線	北区志茂一丁目付近	620
⑲ 補助第90号線	荒川区荒川一丁目～町屋一丁目	1,230
⑳ 補助第136号線	足立区扇一丁目～梅田三丁目	1,910
㉑ 補助第138号線	足立区興野一丁目～本木二丁目	350
㉒ 補助第136号線	足立区足立一丁目～足立三丁目	630
㉓ 放射第32号線	墨田区押上三丁目～京島一丁目	860
㉔ 補助第120号線	墨田区墨田二丁目～墨田三丁目	530
㉕ 補助第144号線	江戸川区平井二丁目付近	490
㉖ 補助第142号線	江戸川区南小岩四丁目～東小岩四丁目	560
㉗ 補助第143号線	江戸川区南小岩八丁目付近	620



(3) ライフラインの震災対策

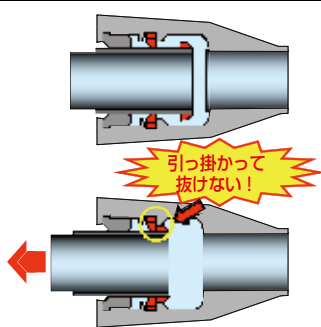
上下水道などライフラインの震災対策

震災が発生すると、上下水道をはじめ、電気、ガス、通信などのライフラインに支障が生じます。震災発生時における被害を最小限にとどめるため、上下水道について次のような予防対策を進めています。

大規模震災で上下水道管の破損などが起こると、飲み水の確保はもとより、トイレやお風呂が使えなくなるほか、水道管の漏水や下水の流出により、浸水被害の発生、企業活動の停滞等、都民の生命、財産に関わる重大な事態が生じるおそれがあります。また、漏水による道路陥没や液状化によるマンホールの浮上により、道路の車両通行が阻害されるなど、応急対策活動にも支障をきたしてしまいます。

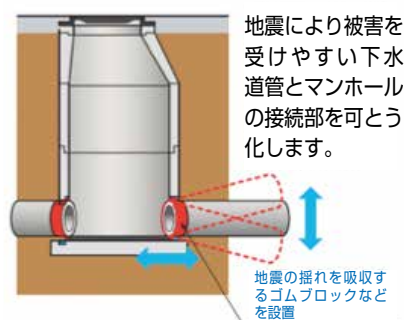
このような事態を回避するために、水道管の耐震化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化や液状化しやすい地域のマンホールの浮上抑制対策などを進めています。

水道管の耐震化

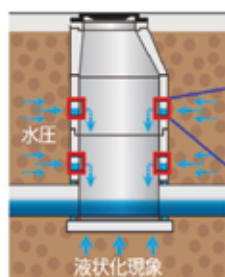


抜け出し防止機能を持つ耐震継手を用いて、水道管の耐震化を図ります。

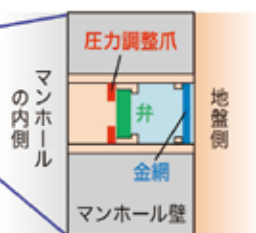
下水道管とマンホールの接続部の耐震化



マンホールの浮上抑制対策

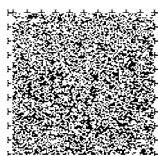
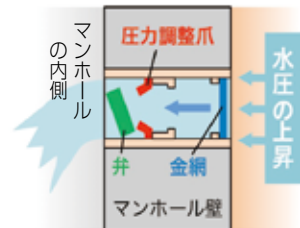


マンホール壁に道路を掘らないで
マンホール内から弁を設置



地震による強い揺れ

地下水圧が上昇すると自動的に弁が外れ、
マンホール内部に地下水を取り込む
⇒ 地下水圧を下げ、浮上を抑制



無電柱化

災害時には、電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想されます。そのため、都道においては、第一次緊急輸送道路の無電柱化を令和6年度末までに50%完了させ、そのうち震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については100%完了させるという目標を設定し、重点的に無電柱化を推進しています。

また、区市町村道における無電柱化に対しても財政支援や技術支援を行い、都内全域で無電柱化を促進することで、都市防災機能の強化を図っています。

更なる無電柱化の推進に向け、平成29年度には都道府県初の「東京都無電柱化推進条例」を施行し、この条例に基づき今後10年間の方針や目標を定めた「東京都無電柱化計画」を策定しました。

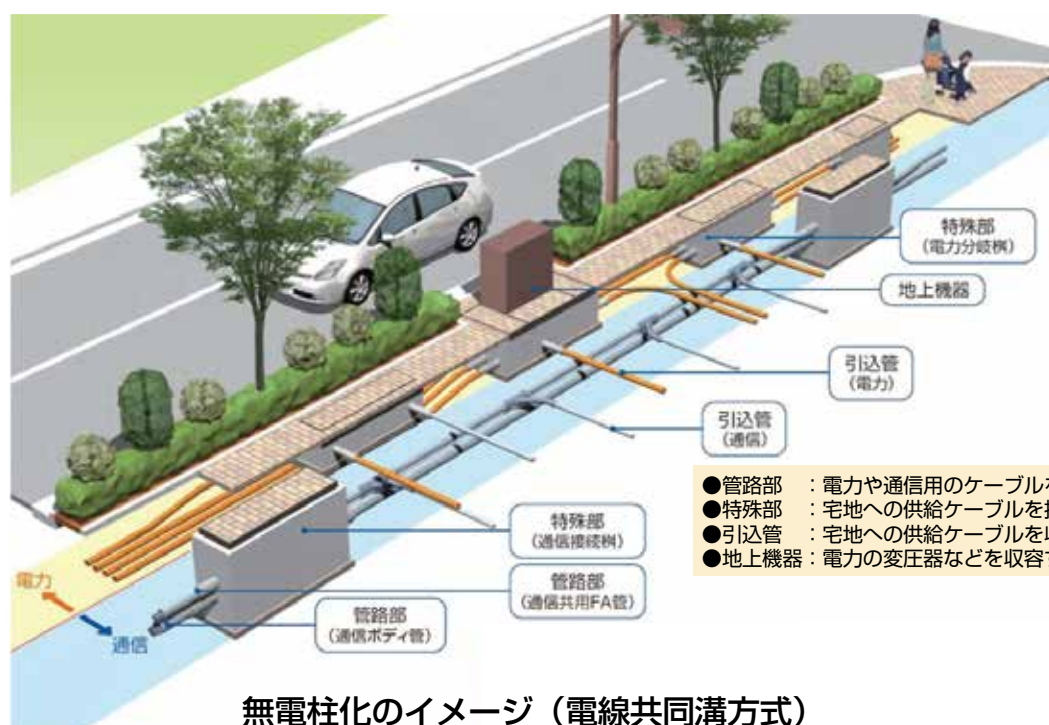
また、令和3年2月には、近年、激甚化する自然災害に備えるとともに、都道、臨港道路、区市町村道などにおいて、島しょ地域も含め、これまでの歩み以上に無電柱化の取組を加速させるため、都道のスピードアップなど7つの戦略からなる「無電柱化加速化戦略」を策定しました。

さらに、令和3年6月には、この戦略を踏まえ、2040年代に向けた無電柱化の基本的な方針や目標を明示するとともに、今後5か年で整備する箇所や延長を整備計画として示した、条例に基づく「東京都無電柱化計画」を改定しました。令和4年1月には、「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」を策定し、都道や港・空港の整備目標や整備手法などについて示すとともに、2030年代に向けて整備する具体的な箇所などを整備計画として示しました。また、令和4年9月には「利島・御蔵島無電柱化整備計画～電柱のない島に向けて～」を策定し、「電柱のない島」の実現に向け、先行整備する島として選定した利島及び御蔵島を対象とし、整備計画などを示しました。

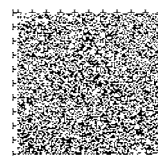
今後は、これらの計画に基づき、整備目標の達成に向け、都道の無電柱化を着実に進めるとともに、啓発イベントを展開するなど、都民の皆様の理解と共感を得ながら、積極的に無電柱化を推進していきます。



無電柱化の整備事例
環七通り（足立区青井）
（上：整備前、下：整備後）



無電柱化のイメージ（電線共同溝方式）



(4) 高潮・津波対策

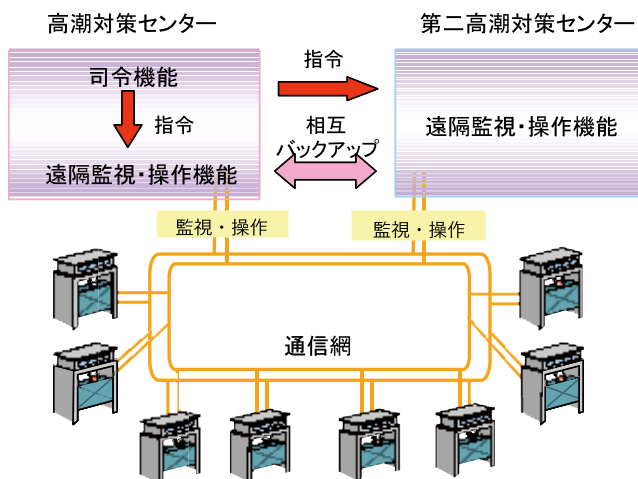
海岸保全施設

東京港では、最大級の高潮や地震から都民を守るため、気候変動の影響を考慮した防潮堤の嵩(かさ)上げや水門などの耐震性強化を進めています。防潮堤は干潮面から5.6～8.0mの高さで計画し、運河部には水門を設け、潮位の上昇により浸水のおそれがある時には閉鎖します。

高潮、地震、津波などの非常事態に迅速に対応するため、東京港には水門の操作等を統括する高潮対策センターを設けています。昭和54年からは「遠隔制御システム」を順次導入し、情報の集中管理、指揮・命令系統の一元化及び水門操作等の迅速化を図ってきました。

さらに危機管理体制の強化を図るため、第二高潮対策センターを配置し、従来のサブセンターの機能を両センターに集約することで、両センターが相互にバックアップ可能な2拠点化の体制を整えています。

高潮対策センターの2拠点化



高潮対策センター（操作室）



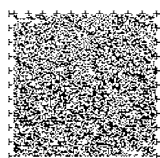
高潮対策センター（辰巳）



平常時の辰巳水門



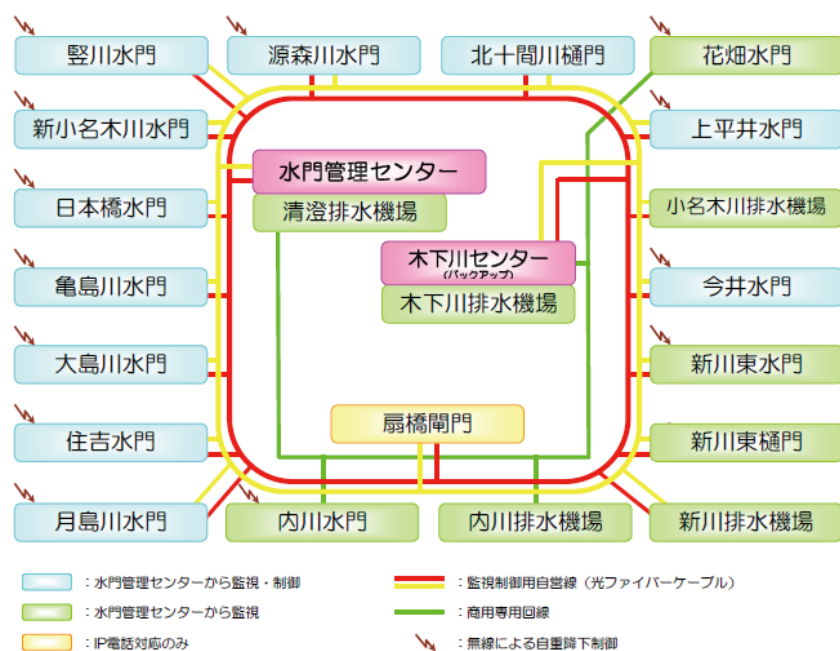
高潮に備え閉鎖した辰巳水門



河川施設

東部低地帯の内部河川の入口には水門を設置し、高潮や津波時には水門を閉鎖して防潮堤と一体となって地域を守ります。水門閉鎖時に、降雨等によって水門より内側の河川の水位が上昇したときに備え、排水機場を設置しており、水位が上がった時はポンプを運転して水門内側の水を外部に排出します。

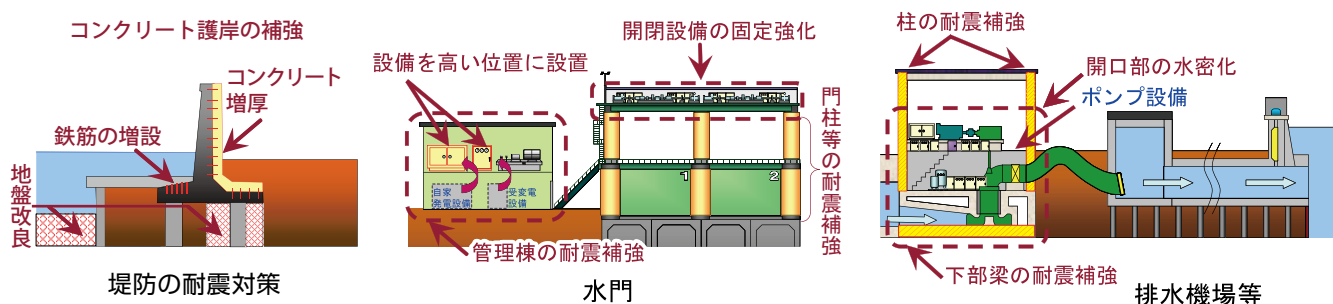
水門の各施設について、運転操作の効率化を図るため、光通信や無線通信等、各種ICTを活用した水門管理システムを構築し、水門管理センターにおいて24時間365日体制で遠隔監視制御を行っています。センターと同等の機能を有する木下川センターによるバックアップと通信ケーブルの二重ループ化によりシステムの信頼性を高めています。無線による水門閉鎖も可能です。



水門管理システム概念図

高潮に備え閉鎖した今井水門

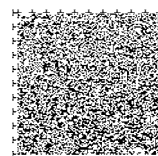
また、東部低地帯の河川において、東日本大震災を踏まえ、将来にわたって考えられる最大級の地震が発生した場合にも、堤防や水門等が機能を保持し津波等による浸水を防止することを目的とし、耐震・耐水対策を進めています。



耐震・耐水対策のイメージ

島しょの津波対策

東日本大震災時のような甚大な被害をもたらす津波に対し、都独自の南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水ハザードマップ基本図を作成するなど、ハード・ソフト両面から総合的な対策を推進しています。



(5) 地域防災力向上の推進

発災時、多くの命を守るためには、一人ひとりが自分を守る「自助」だけでなく、近くにいる人同士が助け合う「共助」の取組も大きな役割を果たします。

東京都は、区市町村や関係機関と連携し、地域の防災人材育成や防災市民組織の活動支援、女性の防災人材育成などに注力することで、地域防災力の一層の向上を図っています。



主な取組

①防災市民組織リーダー研修

防災市民組織の活動促進を図るため、組織のリーダーを育成する研修を実施しています。参加者は各区市町村からの推薦により募り、地域の諸課題を解決するスキルの習得を目指します。

②東京防災ホリデーセミナー、東京防災学習セミナー、パパママ東京ぼうさい出前教室

広く都民の皆様を対象とし、首都直下地震などへの備えを学ぶ各種セミナーのほか、子育て世代のグループを対象に災害から子供を守るための防災知識や備えを学ぶ出前教室を実施しています。

③防災ウーマンセミナー、防災コーディネーター研修

女性視点で災害対応の基礎を学ぶセミナーや、地域や職場で防災活動を行うリーダー的人材を育成する研修の実施により、女性の視点を学んだ防災人材の活動の場を広げる活動を行っています。



(6) マンション防災の推進

東京都では、約900万人の都民がマンションやアパートなどの共同住宅に住んでいます。耐震基準を満たしたマンション等は、被害が軽微であれば在宅避難が可能となりますが、在宅避難を継続するためには、各家庭とマンション全体での備えが必要です。また、マンション等居住者以外の住民との相互連携による「共助」も欠かせません。

マンション等居住者も地域コミュニティの一員として防災活動に参画するよう呼びかけを行っています。



主な取組

①マンション防災セミナー

災害時に想定されるエレベーターやトイレの利用停止など、マンション特有の課題に対する備えを学ぶため、マンション管理組合・町会・自治会・防災会などの皆様を対象にセミナーを実施しています。

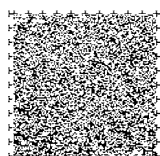
②マンション防災リーフレット

日頃の備えと地域での連携の必要性について周知するリーフレットを作成しています。



③東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度

災害による停電時等でも、住み慣れた自宅での生活を継続しやすいマンションの情報を登録、公表しています。



トドまるくん



(7) 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策の背景

令和4年5月に公表した都の被害想定によれば、大規模地震発生時、都内では約453万人の帰宅困難者が発生すると想定されています。

都では、発災時にはむやみに移動せず、職場や学校などで3日間待機する一斉帰宅の抑制を呼びかけています。しかしながら、それでもなお、職場や学校等の身を寄せる場のない、買い物客などの行き場のない帰宅困難者は約66万人になると推計されています。

むやみに移動・帰宅をしない

大規模地震発生時、多数の帰宅困難者が一斉に帰ろうとすると、道路や歩道が多くの人で埋まり、大渋滞が発生します。このことにより、警察・消防・自衛隊の車両が速やかに現場に到着できず、人命救助の力ギとなる72時間の救助・救命活動に支障をきたします。

また、徒歩帰宅中に余震等で二次被害に遭う可能性もあり、大規模地震発生後すぐに帰宅しようとすることは大変危険です。

大規模地震発生時はむやみに移動せず、職場や外出先等、安全な場所に留まりましょう。



品川駅周辺の道路(平成23年3月11日)

東京都帰宅困難者対策条例の制定

都は、「一斉帰宅抑制の推進」、「安否確認及び情報提供」「一時滞在施設の確保」、「帰宅支援」を主な柱とする「東京都帰宅困難者対策条例」を制定しています。帰宅困難者対策に当たっては、行政が対策を実施していく「公助」だけでなく、個人や企業による自主的な取組、「自助」「共助」も含め、社会全体で対策を進めていくことが必要です。

①一斉帰宅抑制の推進

<都民の取組>

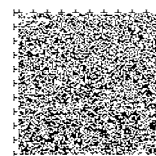
- 一斉帰宅の抑制
- 家族との連絡手段を複数確保
- 混乱収拾後の徒歩帰宅に備え、自宅までの経路の確認と職場等での歩きやすい靴の準備など

<事業者の取組>

- 従業員の一斉帰宅抑制
- 3日分の水・食料などの備蓄
- 従業員との連絡手段の確保など
- 駅や集客施設等での利用者保護

<学校などでの取組>

- 生徒・児童等の施設内待機と安全確保



②安否確認及び情報提供

- 各区市町村、防災関係機関と連携・協力した災害関連情報提供体制の確立
- 安否情報の確認手段の周知と災害関連情報等の提供

③一時滞在施設の確保

- 都立施設等を一時滞在施設に指定
- 国や区市町村、民間事業者に一時滞在施設確保の協力を求める。

④帰宅支援

- 災害時帰宅支援ステーションの確保
- バス・船などの代替輸送手段の確保



災害時帰宅支援ステーションの協定締結店舗には、左のステッカーが貼られています。

災害発生時には、水道水やトイレ、情報の提供を受けることができます。

備蓄の目安

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員が、救助・救命活動が行われる3日間、事業所内に留まれるよう備蓄をしておきましょう。

〈備蓄品目の例〉

飲料水、食料、毛布やそれに類する保温シート、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類
※上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、事業所ごとに必要な備蓄品を検討しましょう。

※従業員等自らも備蓄に努めるようにしましょう。

（運動靴、常備薬、携帯電話用電源等）



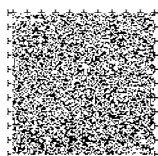
事業所防災リーダー

多数の企業が集積する東京において、大規模地震等の災害発生時には、従業員の安全確保や一斉帰宅の抑制など、企業等における災害対応の取組が重要になります。企業の事業所内の防災対策を推進していくため、東京都は令和4年3月に「事業所防災リーダー」制度を開始しました。

たとえば事業所ごとに防災担当者などを「事業所防災リーダー」に登録していただくと、登録したメールアドレスやLINEアカウントで、平時はもとより災害発生時にも、東京都からの災害に関する情報を直接受け取ることができます。

こうした東京都からの発信情報を参考にして、事業所内での災害対策を進めましょう。

事業所防災リーダーへの登録はこちら



一時滞在施設

①一時滞在施設とは

行き場のない帰宅困難者を原則3日間受け入れる施設のことです。これまで、都立施設等を指定し、3日分の飲料水や食料、簡易トイレ等を備蓄しています。一時滞在施設では、可能な範囲で以下の支援を行います。

- 施設の安全を確認した後、行き場のない帰宅困難者を受け入れます。
- 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布します。
- トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行います。
- 周辺地域や道路の被害状況、鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行います。

②一時滞在施設の確保に向けて民間事業者の協力を求めています

都は、これまで都の施設の一時滞在施設への指定を進めてきましたが、想定される帰宅困難者を受け入れるには、行政機関による「公助」では限界があります。このため、都は国や区市町村等と連携し、民間事業者に一時滞在施設確保の協力を求めています。

都では、帰宅困難者を受け入れていただける民間事業者に対し、帰宅困難者用の備蓄品の配備支援や帰宅困難者の受入に係る設備の整備に対する補助等を実施しています。

③一時滞在施設の運営に積極的に協力しましょう

一時滞在施設は、民間事業者等の協力により確保しています。帰宅困難者として施設に滞在する際には、受付や備蓄品の配付など、施設の運営に積極的に協力しましょう。

帰宅困難者対策訓練

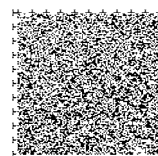
都では、毎年主要駅周辺を中心に帰宅困難者対策訓練を実施しています。駅構内での利用者保護訓練、一時滞在施設の開設訓練、要配慮者の搬送訓練など、実践的な内容を盛り込んだ訓練を行っています。



駅事業者による利用者保護



要配慮者の搬送



(8) 風水害対策

事前の対策

①河川の整備

激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、川幅を拡げるなどの河道整備や洪水を一時的にためる調節池の整備などを進めています。

②下水道の整備

早期に浸水被害を軽減するため、浸水の危険性が高い地区などに重点化し、幹線や貯留施設など、下水道施設の整備を進めています。

③洪水ハザードマップの作成支援

区市町村は、洪水時の堤防の決壊等による浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を分かりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を作成しています。東京都は、作成・公表にあたって、関係機関と連携して区市町村を支援しています。

④「東京マイ・タイムライン」

都民一人ひとりが、避難に必要な防災気象情報を正しく理解し、自らの環境や地域の特性に合った避難行動をとれるよう、日頃より水害からの避難を考えるためのツールを一式にまとめています。

冊子版に加えて、「東京都防災アプリ」内コンテンツとしても配信中。お手持ちのスマートフォンで、手軽にマイ・タイムラインを作成できるよう、チャットボット機能や気象に関する専門用語等を動画入りで解説する「マイ・タイムライン辞典」などを搭載しています。東京都防災 HP 上の作成支援動画もご参照ください。

⑤「水害リスクマップ」

河川の洪水や高潮による氾濫、土砂災害など都内で想定される水害リスクを視覚的に確認できる「水害リスクマップ」を作成。「東京都防災アプリ」上で配信しています。

GPS 機能との連動により、現在地の水害リスクをすぐに確認することも可能です。

⑥「TOKYO VIRTUAL HAZARD－風水害－」

風水害の脅威を疑似体験でき、いざという時にとるべき行動を学習できる VR 動画を東京都防災 HP、東京動画などで配信しています。

⑦地下鉄における浸水対策

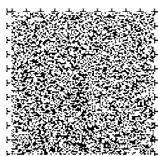
地下鉄では、駅出入口などからの浸水を防ぐため、止水板や防水扉を設けています。さらに、トンネル内にも防水ゲートを設け、浸水があっても被害が拡がらないようにしています。



止水板

⑧土石流対策

土石流の危険性が高い箇所、過去に土石流災害が発生した箇所において、砂防堰堤などの整備を実施しています。整備にあたっては、移転等が困難な避難所や要配慮者関連施設などを考慮して、人命の保護効果や緊急性が高い箇所から順次進めています。



大雨等への対応

①水防本部

東京地方に大雨警報等が発表された場合に、水防本部を設置し、洪水・高潮等による水害の被害を未然に防止・軽減するために、雨量や河川水位を監視しながら、気象庁と連携して区市町村（水防管理団体）等関係機関に防災気象情報の発表・伝達等を行います。



②応急対策本部等の設置

都内で大雨警報等が発表された場合には、情報連絡態勢をとり、区市町村等と連絡・調整を行っています。また、必要に応じて、応急対策本部等を設置し、一元的かつ機動的な態勢を確立しています。

③同一河川・圏域・流域区市町村における情報の共有

同一河川・圏域・流域区市町村では、集中豪雨により河川の増水や氾濫が同時に起こる可能性が高いため、区市町村の避難情報の発令に有用な情報を提供しています。

④広域避難対策

令和4年6月、都は内閣府と共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、国、都内自治体、隣県、交通事業者、メディアなどの関係機関を構成員として、首都圏における大規模水害時の広域避難の具体化に向けて検討を進めています。

⑤都民への情報提供

○東京都防災ホームページ・東京都防災X（旧Twitter）

東京都防災ホームページ・東京都防災X（旧Twitter）を通じ、都民等に対して、被害情報や鉄道の運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者への帰宅を支援しています。

○避難情報の伝達

災害発生のおそれがある時に、マスコミとの申し合わせにより、放送を活用して、都民等に対し避難情報の提供を行います。

○東京都水防災総合情報システム

東京都で観測している雨量、河川水位、河川監視の映像、大雨警報などの気象情報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの水防情報に加え、令和6年6月より調節池の貯留率のリアルタイム公開を開始しました。英語、中国語（簡体字）や韓国語にも対応しています。

【東京都水防災総合情報システム】

PCサイト <https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html>

スマートフォンサイト <https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/s/tsim0401g.html>

携帯用サイト <https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/i/tsim0201g.html>

【東京都防災X（旧Twitter）】 https://twitter.com/tokyo_bousai



（PC版）



（スマートフォン版）



（携帯版）



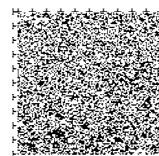
X（旧Twitter）

○河川監視カメラの動画配信

令和3年6月1日より、都内河川においては、集中豪雨などで急激に水位が上昇するため、YouTubeを活用した動画をリアルタイムに配信しています。

【YouTube 東京都水防チャンネル】

<https://www.youtube.com/channel/UCaydvLwWthLMbfKLEQSY2UQ>



○土砂災害対策（ソフト対策）

土砂災害のおそれのある区域を明らかにする土砂災害警戒区域等の指定、区市町村における土砂災害ハザードマップの作成に向けた技術的支援、避難判断の目安となる土砂災害警戒情報の発表及び区市町村長による避難指示の発令判断の支援や住民の自主避難を促す危険度情報を提供するなど地域住民の円滑な避難体制の確立に向けて取り組んでいます。

また、近年、全国各地で異常気象等により土砂災害が多発していることから、土砂災害に関する防災意識向上の取り組みとして、「土砂災害に備えるために」をテーマに地域の自治会や自主防災組織等で出前講座を実施しています。

【土砂災害にそなえるために：東京都における土砂災害対策事業】

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/dosha_saigai/map/dosha_r.html



【東京都土砂災害危険度情報 PC・スマートフォン共通】

<https://d-keikai.metro.tokyo.lg.jp/>



○東京都高潮防災総合情報システム（英語、中国語（簡体字）、韓国語対応）

東京都が観測している水位等の気象・海象情報や海面のライブ映像（YouTube 配信）、水門の開閉状況をリアルタイムに提供しています。

【東京都高潮防災総合情報システム】

PC・スマートフォン共通 <https://www.takashio-bosai.metro.tokyo.lg.jp/im/tkim0101g.html>

【YouTube 東京都高潮防災チャンネル】 <https://www.youtube.com/channel/UHHasOi3-m3lgOy00Bvm85qA>



（東京都高潮防災総合情報システム）



（東京都高潮防災チャンネル）

○東京都下水道局 降雨情報システム「東京アメッシュ」ホームページ

気象レーダーを使用して、都内とその周辺で降っている雨の降り具合を色分けし、リアルタイムに降雨情報を提供しており、英語、中国語や韓国語にも対応しています。スマートフォン版では、GPS を使用した現在地表示や希望する地点を登録することができます。

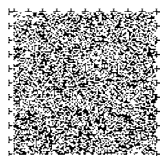
PC 版 <https://tokyo-ame.jwa.or.jp/>

スマートフォン版 <https://tokyo-ame2.jwa.or.jp/>



避難行動について

台風・大雨時には、適切な避難行動をとりましょう。自宅に留まる在宅避難や、親戚・知人宅、ホテル等への自主避難、避難所等への避難など、避難には様々な方法があります。ハザードマップ等による避難先のリスク確認や、必要な備蓄の実施、避難情報や防災気象情報の入手方法の確認など、日頃から必要な準備を行いましょう。



(9) 火山災害対策

東京都の火山災害対策は、火山防災協議会における協議内容や過去の火山噴火災害の経験を踏まえた、「東京都地域防災計画(火山編)」に基づき、次のとおり、離島という特質に応じた防災対策を構築しています。



事前の対策

火山噴火に伴う土砂災害から人命を保護する目的で、噴火時には仮設堰堤構築等の緊急ハード対策を実施する計画としています。緊急ハード対策の効率的な実施のため、「平常時からの準備」として、仮設堰堤に用いるコンクリートブロックの製作・備蓄を進めています。

伊豆諸島の観測体制

東京都では、伊豆諸島(伊豆大島を除く)の各島に地震計や傾斜計などの観測システムを設置し、火山の状態を観測しています。伊豆大島については、国が重点的に観測網を構築して観測しています。

また、都の観測データは、気象庁へ提供するほか、各島に設置されている国、研究機関の観測データと相互利用しています。

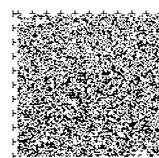
防災訓練の実施

都は、島しょ町村と合同で火山噴火、地震、津波などを想定して、防災訓練を実施しています。

平成16年度	神津島村
平成18年度	大島町
平成20年度	八丈町・青ヶ島村
平成22年度	新島村
平成24年度	神津島村
平成25年度	新島村
平成27年度	三宅村・御蔵島村
平成28年度	大島町・利島村
平成29年度	八丈町・青ヶ島村
平成30年度	小笠原村
令和元年度	島しょ一斉図上訓練
令和3年度	島しょ一斉図上訓練
令和4年度	神津島村
令和5年度	大島・三宅島(図上訓練)



令和4年度東京都・神津島村
合同総合防災訓練



噴火警報・予報

気象庁では、火山の活動程度に応じて、様々な情報を発表するとともに、特に活動が活発な火山に対しては、避難行動等の情報を示した「噴火警戒レベル」を定めています。都内の対象6火山については、平成19年12月に伊豆大島、平成20年3月に三宅島、平成30年5月に八丈島及び青ヶ島、令和元年7月に新島及び神津島に対して、下表のとおり噴火警戒レベルが定められたことから、これらを踏まえた防災対策を計画することとなります（令和6年6月現在：対象6火山：レベル1）。

なお、各レベルにおける具体的な規制範囲等については町村の地域防災計画等で定められます。

〔対象6火山の噴火警戒レベル〕

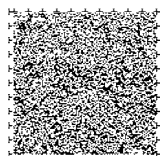
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・ 入山者等への対応
特別 警 報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難行動要支援者の避難、住民の避難の準備等が必要
警 報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止、入山規制等危険な地域への立入規制等 状況に応じて高齢者等の避難行動要支援者の避難の準備等が必要 住民は通常の生活
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活
予 報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	【伊豆大島、三宅島、八丈島、新島、神津島】 火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 【青ヶ島】 火山活動は静穏	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立ち入り規制等

※火山の活動状況に応じてレベルが変更されます。

避難態勢

火山噴火災害時には、噴石、溶岩流出等により広範囲にわたり住民の生命に危険を及ぼす事態が予想されることから、迅速かつ的確な避難措置を講じる必要があります。

また、噴火の状態に応じて、関係機関の協力や借り上げにより船舶を確保し、島外へ避難します。



(10) 医療救護対策

大震災等が発生した場合には、負傷者等に対して迅速かつ適切に医療が提供できるよう、東京DMAT（災害医療派遣チーム）や災害拠点病院、災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制等を整備しています。

東京DMAT

東京DMATは、東京消防庁と連携して、自然災害や大規模交通事故等の災害現場に出場し、一刻も早い救命処置を行うために、専門的なトレーニングを受けた医療チームです。初動医療体制の充実・強化を図るため、都内27病院を東京DMAT指定病院に指定し、約1,000名の隊員を確保しています（令和6年4月時点）。



災害拠点病院

災害時に主に重症者の収容・治療を行う「災害拠点病院」を83病院（令和6年4月時点）指定し、災害医療体制を整備しています。災害拠点病院一覧は、28～29ページをご覧ください。

災害医療コーディネーター

東日本大震災で得た教訓を基に、限られた医療資源を効率的・効果的に運用するため、都内全域や地域内の調整を行う「東京都災害医療コーディネーター」や「地域災害医療コーディネーター」を任用しています。

○東京都災害医療コーディネーター

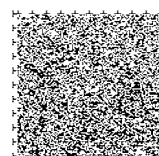
具体的な職務

- ・東京DMATや医療救護班の効果的な配分などについての助言
- ・平時から都の災害医療対策に助言

○地域災害医療コーディネーター

具体的な職務

- ・災害時に圏域内の医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等を統括・調整
- ・地域の実情に応じた具体的な方策を検討する「地域災害医療連携会議」の中心的役割を担うなど、関係機関との連携体制の構築



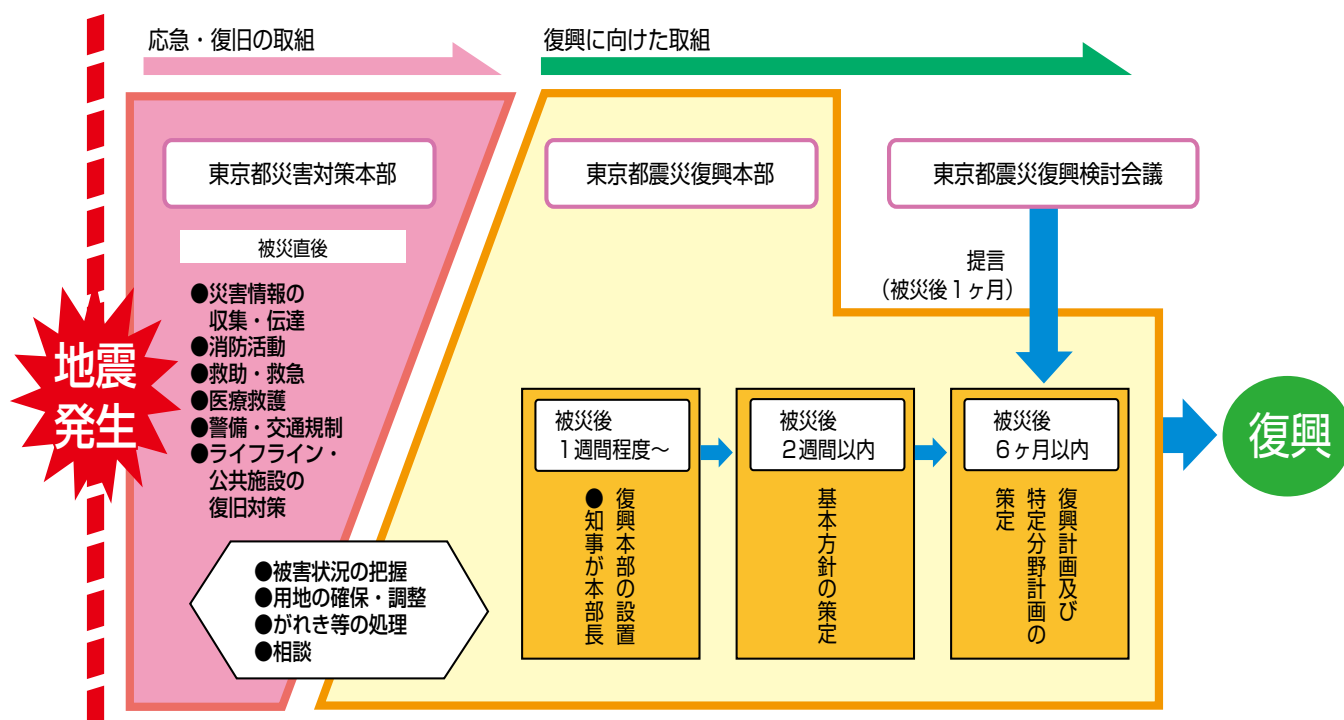
(11) 震災復興対策

震災復興と東京都の取組

阪神・淡路大震災の事例では、被災者の中には、心身や財産に大きなダメージを受けるなどして、通常の生活に戻れない人々が存在していました。

また、住まい、福祉・保健、環境、雇用・産業など被災者の生活に関連した数多くの問題が発生します。

都は、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、復興には共助の仕組みが大切だと認識し、新しい共助の仕組みを提案する「東京都震災復興マニュアル」を平成15年3月に作成しました。マニュアルは、行政担当者向けの復興実務の手引書である「復興施策編」と、被災者の行動指針となるよう地域力を生かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」とから構成されています。



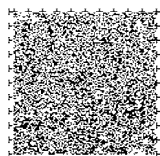
都は、地震により被害を受けた地域が東京都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置します。

本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興基本方針及び震災復興計画を早期に策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、都民生活ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を都民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していきます。

罹災証明書の迅速な交付

罹災証明書とは、区市町村が被災家屋の調査等を行い、確認した被害程度「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊等」について証明する書面であり、義援金や税減免等の各種被災者支援制度の適用の判断材料として幅広く活用されています。

都は、罹災証明書を迅速に交付するシステムを平成23年度に京都大学等と共に開発し、区市町村へのシステム導入を支援しています。



(12) 防災知識の普及・啓発

平成27年度に作成した防災ブック「東京防災」及び平成29年度に作成した防災ブック「東京くらし防災」は、「自助」、「共助」の更なる促進を図るため、令和5年度に二つの防災ブックをセットでリニューアルしています。

リニューアルにあたっては、冊子版に加え電子版を作成するとともに、音声コードを掲載し、視覚障害のある方も含め、あらゆる方に読んでいただけるようにしています。

また、多言語（英語・中国語（簡体字、繁体字）・韓国語）による電子版も公開しており、今後は点字版や音声版等も作成し、都内の図書館等に設置していきます。

防災ブック「東京くらし防災」

リニューアル後の「東京くらし防災」は、日常の暮らしでの行動につなげられるよう、誰もが日常生活の中で取り組める防災行動を提示するとともに、女性の視点のほか、高齢者、障害者、子ども、外国人、性的マイノリティ等、多様な視点での防災行動を提示しています。



防災ブック「東京防災」

リニューアル後の「東京防災」は、防災に関する知識を更に深めるため、災害を取り巻く最新の情報などを盛り込み、地域や学校、職場など様々な場面で活用できる内容を掲載しています。

東京都防災アプリ

東京都公式の防災アプリです。「あそぶ」「まなぶ」「つかう」をコンセプトに、「東京くらし防災」「東京防災」の閲覧やクイズを楽しみながら、防災を学ぶことができる「防災クイズ」、水害リスクマップ、地域危険度マップなど、複数のマップを1画面で切り替えて確認できる「防災マップ」、いざというときに備えておきたい食品や室内の備えなど、シーンごとに記録や管理ができる「チェックリスト」のほか、災害情報のプッシュ通知など災害への備えや災害時に役立つ多くのコンテンツが利用できます。また、多言語（英語・中国語（簡体字、繁体字）・韓国語）に対応し、キッズ・シニアモードを搭載するなど、使用言語、年齢に応じた設定が可能です。



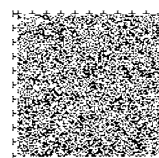
防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」

次世代を担う子供たちに「東京防災」や「東京くらし防災」を有効に活用してもらうとともに、学校、家庭、地域で、子供たちが主体的に防災について調べ、考え、家族と一緒に行動するための防災教材として、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を作成しています。防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」は、都内の全学校に配信し、児童・生徒が災害に対して、自分や他人の命を守るための「防災アクション」を起こすことにつなげています。

また、「防災教育ポータル」では、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」をダウンロードしたり、ページをブックマークしたりできるほか、防災体験施設の紹介や防災教育指導資料等の検索、調べ学習等に活用できる関係機関等ともリンクをしています。児童・生徒の学校、家庭等における防災教育の推進を支援するコンテンツとなっています。



防災教育ポータル



「日常備蓄」の推進（都民の備蓄推進プロジェクト）

東京都は、いつ起こるか分からない自然災害に備えて各家庭で「日常備蓄」を実践していただくことを目的として、「都民の備蓄推進プロジェクト」を展開しています。「日常備蓄」とは、普段使用している食料品や生活必需品を少し多めに備えることで、大規模災害時にライフラインや物流が一定期間機能しなくなった場合でもそれが活用できるという考え方です。

また、家族で備蓄を確認するきっかけとなるよう「1年に1度は、びち(1)く(9)の確認」として11月19日を「備蓄の日」として設けています。

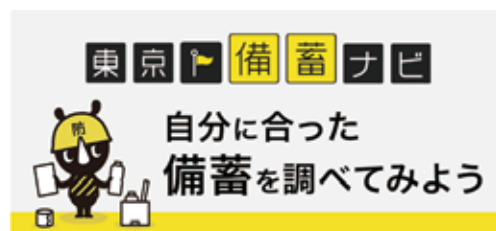
①東京備蓄ナビ

簡単な3つの質問に答えるだけで、各家庭に応じた、必要な備蓄品目・数量をお知らせするウェブサイト「東京備蓄ナビ」を、ぜひご活用ください！

○サイトURL <https://www.bichiku.metro.tokyo.lg.jp/>

○主なサイト内容

- ・簡単な質問に答えるだけで必要な備蓄品目・数量リストを表示
- ・備蓄品を直接購入できるようショッピングサイトとリンク
- ・防災や備蓄に役立つコンテンツ記事を配信
- ・お住まいの地域のハザードマップや備えに役立つ情報を入手可能



②日常備蓄普及啓発動画「日常備蓄だよ！貝社員」

特に若い世代を対象として、「貝社員」をキャラクターに起用した日常備蓄普及啓発動画です。ゲーム感覚でクイズに回答しながら日常備蓄について学ぶことができます。

○サイトURL <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kyojyo/1001855/1011811.html>

③日常備蓄リーフレット・パンフレット

首都直下地震等が発生した場合を想定し、必要と考えられる備蓄品目及び数量等を解説したリーフレット・パンフレットを発行しています。



リーフレット



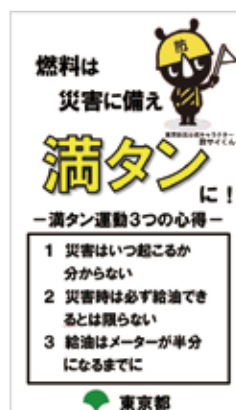
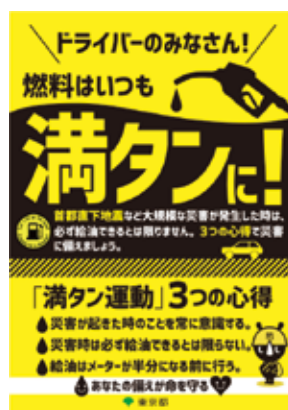
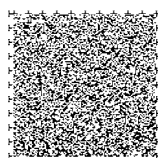
パンフレット

満タン運動

首都直下地震など、大規模な災害が発生したときは、施設の損壊や流通網の混乱等により供給量が低下し、自動車への給油ができなくなる恐れがあります。

（東日本大震災では、都内のガソリンスタンドにおいてもピーク時に最大120台が列を作りました。）

そのような事態に備え、日ごろから燃料を満タンにするよう普及啓発を行っています。



啓発ポスター・リーフレット

レシートロール紙の裏面

第3部 その他の危機管理

1 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは

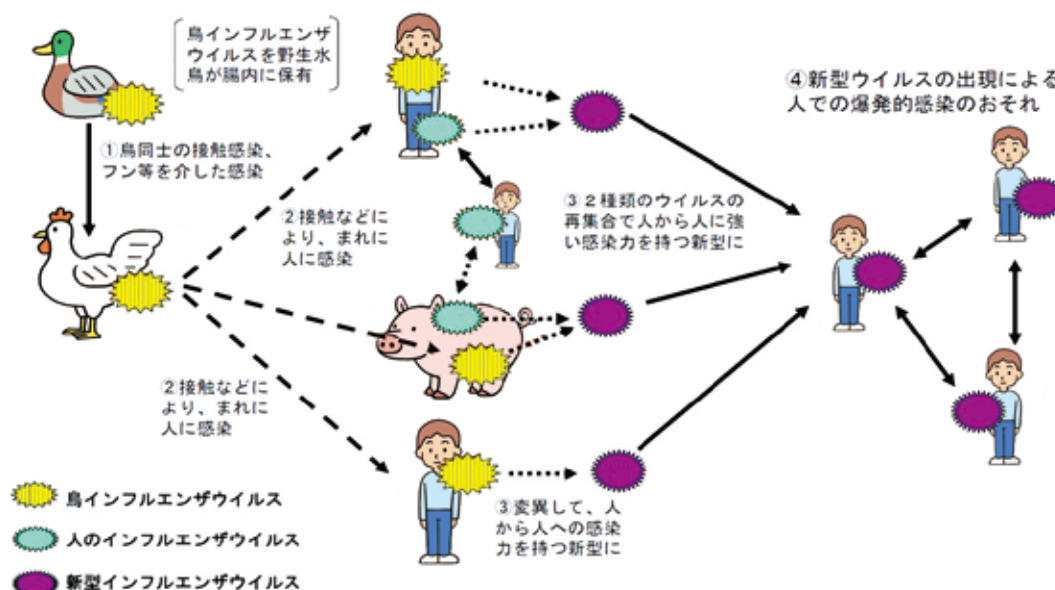
新型インフルエンザとは、過去にヒトが感染したことの無い新しいタイプのインフルエンザのことです。

平成21年4月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、幸いにして病原性が高いものではなく、平成23年3月末に季節性インフルエンザに移行しました。しかし現在、海外では鳥インフルエンザ（A/H5N1、A/H7N9）等のヒトへの感染が確認されており、これらのウイルスが新型インフルエンザへと変異することが危惧されています。

新型インフルエンザに対して多くのヒトは免疫をもっていないため、世界中で大流行し、人命や社会経済活動に多くの被害をもたらすことが懸念されています。

〔症状について〕

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴をもっていると考えられます。しかし、鳥インフルエンザ（A/H5N1、A/H7N9）などに由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、死に至る可能性が高くなり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されています。



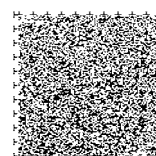
〔新型インフルエンザ発生時の被害想定〕

	東京都	全 国
外来受診者数	378.5万人	約1,300～2,500万人
入院患者数	29.1万人	約53～200万人
死亡者数	1.4万人	約17～64万人

〔過去のインフルエンザの発生〕

名 称	スペインかぜ	アジアかぜ	香港かぜ	新型インフルエンザ(A/H1N1)
発生時期	1918年～1920年	1957年～1958年	1968年～1969年	2009年4月～
世界での死亡者数	2,000万人～5,000万人死亡	100万人～400万人死亡	100万人～400万人死亡	少なくとも18,449人死亡(※)
ウイルス型	A/H1N1	A/H2N2	A/H3N2	A/H1N1

※2010年8月1日現在



日頃から備えましょう

①日頃から感染の予防をしましょう

新型インフルエンザ等の感染症から、感染を防ぐための一般的な予防策は、以下のとおりです。

- 咳エチケットに心がける。
 - ・咳などの症状があるときには、マスクをする。
 - ・咳、くしゃみをするときには、口と鼻をティッシュで覆う。
 - ・周りの人から顔をそらす。
- 外から帰ったら手洗いをする。
- 室内の適度な加湿、換気をする。
- 規則正しい生活と休養をとる。
- バランスのとれた食事と適切な水分を補給する。



②備蓄をしましょう

流行のピーク時には、自分が罹患したり、家族の看病で最大4割の人が仕事を休むと想定されており、行政サービスや公共交通機関、物流など様々なサービス提供が低下する可能性があるため、日頃から自然災害の備えとあわせ、食料品や生活必需品、マスクなどを備蓄する。

新型インフルエンザ等が発生したら

①海外で発生したら

- ・政府や自治体が発表する新型インフルエンザ等の発生状況、発生国への渡航や帰国に関する情報に注意する。

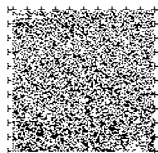
②国内で発生したら

- ・感染予防を徹底して行い、政府、自治体、医療機関の指示に従う。
- ・テレビやラジオ、政府や自治体のホームページなどで情報を得る。
- ・感染の疑いがある場合（38℃以上の発熱、咳などの自覚症状がある場合等）には、事前に保健所などに電話連絡した上で早期に医療機関で診察を受ける。
- ・誰もが感染する可能性があり、感染した人の誹謗・中傷を行わない。



なお、政府が緊急事態宣言をした場合は、都は感染拡大防止のために、不要不急の外出を自粛することや、興行場・催物等の制限を要請することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

新型インフルエンザ等が発生した場合には、世界保健機関（WHO）が発生国等を確認し、各国へ周知することとなっています。発生確認後、国は、空港や港湾施設等で発生国からの帰国者への監視を強化するなどの感染防止に努めます。万一、国内で新型インフルエンザ患者が発生した場合には、感染症法に基づく入院勧告等を行い、専門医療機関での診療等を実施します。しかし、さらに感染が拡大し多数の患者が発生した場合には、都や区市町村等が発表する情報をよく確認して受診をしてください。



東京都の取組

都は、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を進めるとともに、平成21年4月に発生した新型インフルエンザ（A／H1N1）の教訓を踏まえて都政の業務を限られた人員で継続できるよう「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を策定するなど新型インフルエンザの流行に備えてきました。

平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、この法律により、発生時に政府が「緊急事態」を宣言すると、都が外出の自粛や休校、人が集まる施設の使用制限、医薬品や食品の売り渡し等を求めることができること、区市町村が住民のワクチン接種を実施することなどが規定され、対策の実効性がさらに高まりました。

特措法の公布に伴い、都は平成25年3月に「新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、新型インフルエンザが発生した際の都の体制を整備しました。

また、都が既に策定してきた行動計画や新型インフルエンザ対応マニュアル、都政のBCP（新型インフルエンザ編）を一本化し、これに特措法で規定された新たな事項を加え、平成25年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、平成30年7月に一部変更しました。

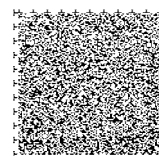
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、5類感染症に位置付けられた令和5年5月まで特措法が適用され、行動計画等に沿って感染防止対策等を実施しました。

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」の主な対策	
1 サーベイランス・情報収集	サーベイランス体制を構築し、情報を収集・分析 発生段階に応じたサーベイランスの実施
2 情報提供・共有	都民、事業者への迅速な情報提供（HP、X（旧Twitter）） 区市町村、医療機関など関係機関との連携強化
3 都民相談	新型インフルエンザ相談センター設置 感染拡大防止策ほか各種相談対応
4 感染拡大防止	水際対策、感染リスクの高い施設の感染対策 個人の感染予防策や催物等の自粛の呼びかけ
5 予防接種	国が行う登録事業者等への特定接種の協力 区市町村が行う住民接種の支援
6 医療	感染症診療協力医療機関の確保や医薬品等の備蓄 新型インフルエンザ専門外来の設置
7 都民生活及び経済活動の安定の確保	食料・生活必需品の安定供給の確保 区市町村等への要配慮者支援の協力依頼
8 都市機能の維持	ライフライン、公共交通機関、行政機能の維持 都民の安全・安心の確保

今後とも、関係局や区市町村等と連携した訓練を実施するなど、対応能力の向上に努めていきます。



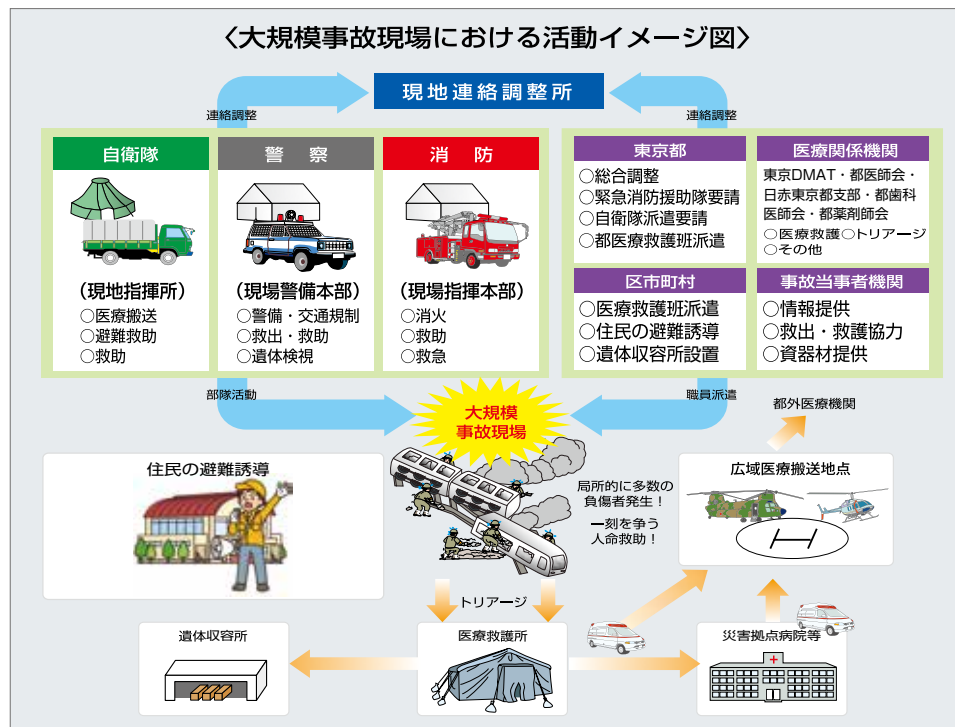
新型インフルエンザ対策訓練



2 大規模事故等

大規模事故対策

都は、①大規模な火災、②高圧ガス等の危険物の事故、③船舶、飛行機、鉄道等の交通機関の事故により、多数の死傷者が発生する場合等に備え、「東京都地域防災計画（大規模事故編）」において、予防から応急対策及び復旧までの全般的な対策を定めています。



石油コンビナート等防災対策

東京国際空港（羽田空港）において、航空機に燃料を供給する事業者の石油等の貯蔵・取扱量が一定量を超えたことから、平成30年8月に、「東京国際空港地区」が石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されました。

これを受け都は、同年10月に「東京都石油コンビナート等防災本部条例」に基づく「東京都石油コンビナート等防災本部」を設置し、令和元年12月に「東京都石油コンビナート等防災計画」を策定しました。令和5年7月には、「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直しを踏まえ、計画を修正しました。

都及び関係機関は、計画に基づき、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止を図るとともに、地域住民の生命・身体及び財産を保護するため一体的な防災活動を実施します。

原子力災害対策

都の近くにある原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、「東京都地域防災計画（原子力災害編）」において、情報提供体制の整備などの対策を定めています。

平成24年11月には、東日本大震災の教訓を踏まえた対策を追加し、令和3年1月には、防護措置の内容を明記するなど国の方針を踏まえた見直しを行いました。

＜主な取組＞

- ・ 空間放射線量や水、食品等の放射性物質の測定と情報提供
- ・ 健康相談窓口の設置、保健所や都立病院における外部被ばく線量等の測定
- ・ 農作物や工業製品等の風評被害の防止

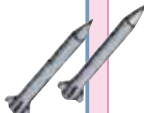


3 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは

武力攻撃事態等として、多数の人の生命、身体に甚大な被害を及ぼす外国からの武力攻撃（武力攻撃事態）や、大規模テロ（緊急対処事態）があります。

武力攻撃事態

- 
- ① 着上陸侵攻
 - ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃
 - ③ 弾道ミサイル攻撃
 - ④ 航空攻撃

緊急対処事態（大規模テロ等）

- ① 危険物資を有する施設への攻撃（ガス貯蔵施設等）
- ② 大規模集客施設等への攻撃（駅、列車、劇場等）
- ③ 大量殺傷物資による攻撃（炭疽菌、サリン等）
- ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）



東京都国民保護計画とは

平成15年の武力攻撃事態対処法施行後、平成16年に施行された国民保護法では、万一武力攻撃や大規模テロ等が発生した際に、国と都道府県、区市町村などが連携協力し、住民の避難や救援など国民の保護のための措置を実施する体制等について定めています。

都は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等の発生に備えて、迅速・的確に国民保護措置を行うため、平成18年に東京都国民保護計画を策定し、平素から危機情報の収集や警戒・初動対応力の強化などに取り組んでいます。また、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、国による事態認定の下、都、区市町村、警察・消防等関係機関と協力し、住民の避難や救援などを行います。

① 平素からの取組み

- ・ 常にテロの兆候や情報を収集し、必要な警戒を行います。
- ・ 区市町村や事業者と連携し、弾道ミサイルやテロを想定した図上訓練や実動訓練を実施します。
- ・ 国民保護措置を迅速・的確に実施するため、関係機関との連携強化や平素からの避難・救援に関する体制の整備に取り組んでいます。
- ・ 武力攻撃事態等において適切な避難行動がとれるよう、リーフレット等を活用し、住民に対し普及・啓発に取り組んでいます。

② 武力攻撃やテロ発生時の対処

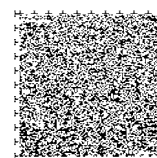
- ・ Jアラートや防災行政無線等を通じて、住民の皆さんに警報等を伝えます。
- ・ 関係機関と現地連絡調整所を設置し、現地の状況に応じ、迅速・的確に対処します。
- ・ 災害の拡大を防止するため、鉄道の運行停止要請やライフライン等の警戒要請を行います。



令和5年度東京都
国民保護図上訓練

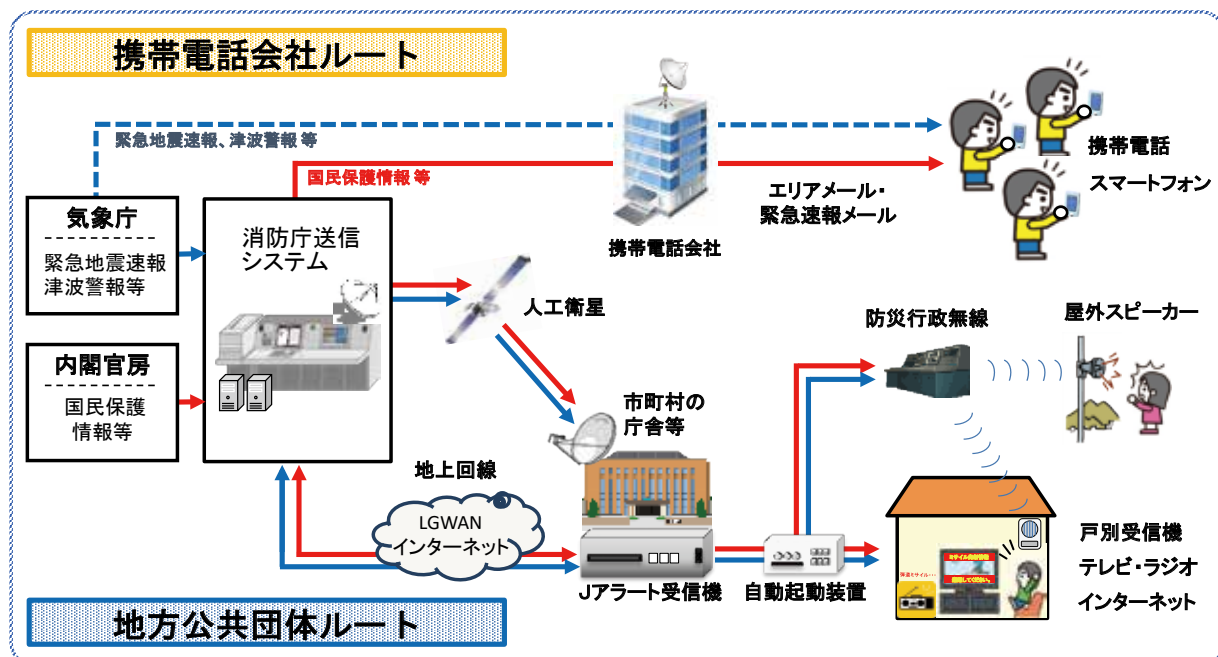


令和5年度 東京都・中野区
国民保護共同訓練



全国瞬時警報システム（Jアラート）

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、区市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム。



【出典：総務省消防庁「Jアラートの概要」】

武力・テロ等攻撃からの避難行動

弾道ミサイルのほか、テロにおいては爆弾による爆発や大量殺傷物質（C:化学剤、B:生物剤、R:放射性物質、N:核物質、E:爆発物）などが用いられることも考慮しなくてはなりません。

特に、CBRNEテロが起こった場合は、原因物質に応じた対応が必要となります。実際にこうした事態に遭遇した場合には、東京都防災アプリやSNS、テレビやラジオなどを通じて情報収集に努め、行政機関からの指示などに従って、落ち着いて行動することが重要です。



①弾道ミサイルからの避難

屋外にいる場合は近隣の建物（できれば頑丈な建物）や地下に避難します。屋内にいる場合は窓から離れるか窓の無い部屋に移動しましょう。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守りましょう。



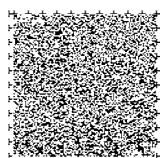
②ゲリラ攻撃からの避難

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、被害が拡大するおそれがあります。いったん屋内に避難してから、行政機関の指示などに従いましょう。



③化学剤や生物剤攻撃からの避難

口や鼻をハンカチで覆いながら、その場からすぐに離れ、密閉性の高い屋内や風上の高台など、汚染のおそれのない安全な場所へ避難しましょう。



④核爆発や放射能汚染からの避難

核爆発が起こったら、遮蔽物の陰に身を隠し、地下施設や頑丈な建物の中へ避難しましょう。

また、ダーティボムと呼ばれる爆弾は、着弾後に放射能汚染を引き起こすので、行政機関の指示などに従い医師の診断を受けましょう。

第4部 都の危機管理体制

1 東京都地域防災計画

東京都地域防災計画は、災害対策基本法に基づき東京都防災会議が策定する計画で、震災編、風水害編、火山編、大規模事故編、原子力災害編を策定しています。震災等に係る予防対策、応急・復旧対策等を実施し、都民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としており、被害想定や実際の大規模災害から得られた教訓、関係法令の改正、国の動向などを踏まえて、毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正しています。

直近では、令和3年1月に、令和元年台風第19号等によって明らかになった課題を検証した「大規模風水害検証会議」の結果等を踏まえ、「風水害編」を修正するとともに、関係法令等の改正や国の最新の動向を踏まえ、「大規模事故編」と「原子力災害編」を修正しました。また、10年ぶりに見直しを行った「首都直下地震等による東京の被害想定」や、東日本大震災以降の防災対策の取組状況及び社会環境の変化等を踏まえ、令和5年5月に、「震災編」を修正しました。

東京都地域防災計画（震災編）の主な内容

被害想定

最大死者数約6.1千人、最大避難者数約299万人、帰宅困難者数約453万人など重大な人的被害が発生、全壊・焼失棟数約19.4万棟など、住宅やライフライン等に大きな被害

減災目標：2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減

減災目標の確実な達成のため、3つの視点と分野横断的な視点それぞれについて、目標とすべき指標を定めた。

視点1 家庭や地域における防災・減災対策の推進

- ▶ 出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）25%
- ▶ 初期消火対策実施率（消火器設置）消火器保有率 60% など

視点2 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化

- ▶ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進：特定沿道 総合到達率 99%（2025年度）
- ▶ 一時滞在施設の確保 90% など

視点3 すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

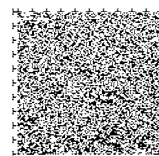
- ▶ 全ての避難所において通信環境を確保
- ▶ 災害時トイレ空白エリアを解消 など

分野横断的な視点 ハード対策

- ▶ 住宅の耐震化：・旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消（2025年度）
・新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減（2030年度）
- ▶ 整備地域の不燃化 全整備地域の不燃領域率 70%達成
- ▶ 特定整備路線の整備 全線整備（2025年度末） など

2 東京防災プラン

東京防災プランは、地震、風水害、火山噴火等の自然災害に対する防災対策を迅速かつ計画的に推進するために策定した事業計画です。このプランは、東京都震災対策条例に基づいており、都民の安全を確保するための具体的な取組が記載されています。

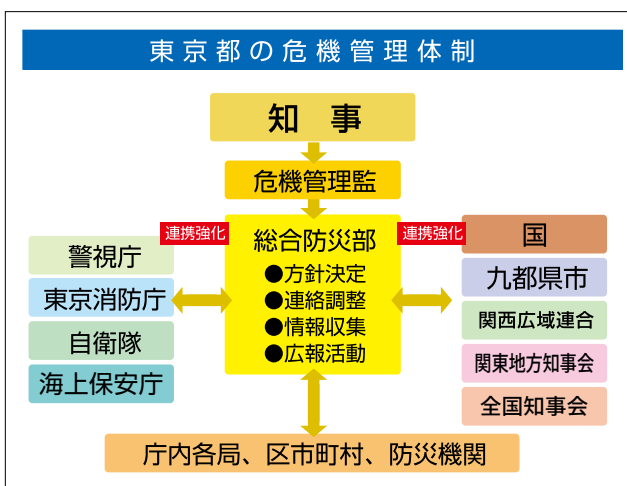


3 都の危機管理体制

都の危機管理体制

都は、直面する危機から、都民の生命と財産を守るために、全国の自治体に先駆けて、平成15年4月から危機管理組織を明確にし、自然災害だけでなく、テロなどの人為災害にも対応できるよう体制を強化しました。

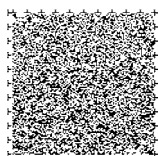
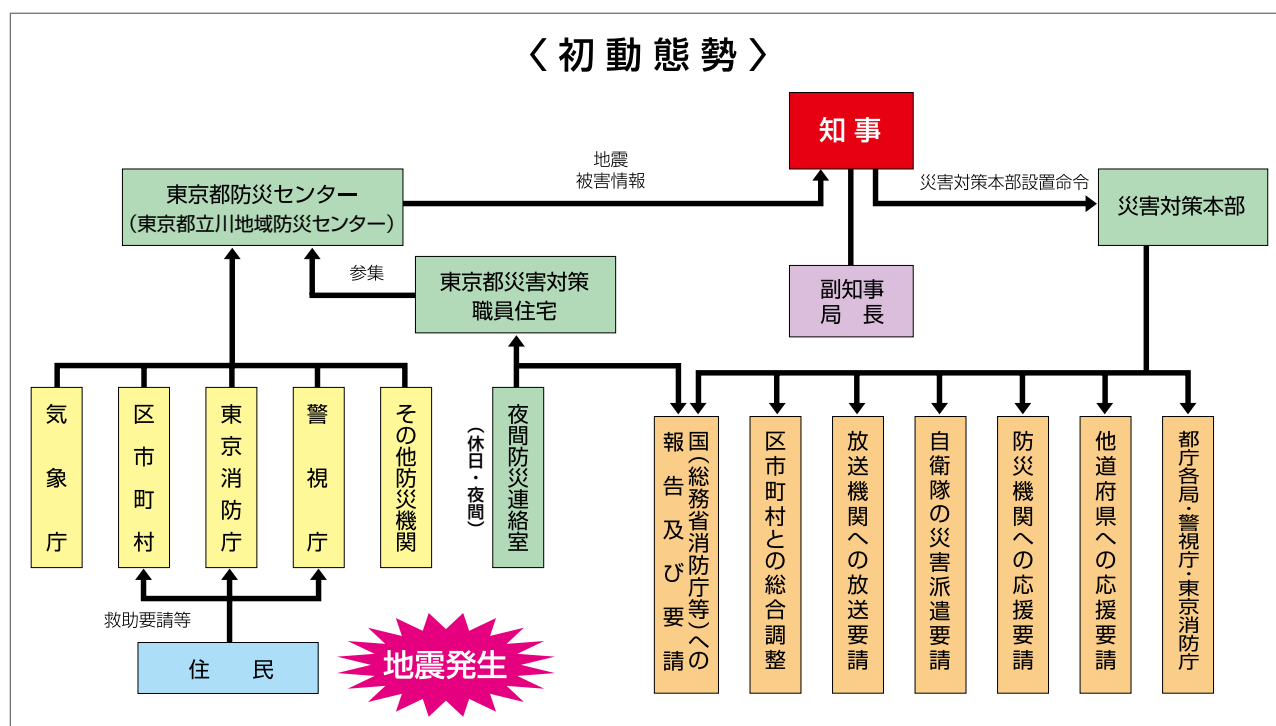
危機管理監が災害の発生時に知事から直接指揮を受け、庁内各局の調整や区市町村・関係機関との情報連絡を行う体制となっています。



都の災害対応

災害が発生した場合には、職員は、あらかじめ定められた参集基準どおりに、東京都防災センターをはじめ、勤務する事業所へ迅速に参集するなどの初動態勢をとり、災害対応にあたります。

災害対応の具体的な活動として、災害情報の収集・伝達や消火活動、救助・救急、交通規制による輸送路の確保及び住民の避難・保護等、人命に係る対応を優先するとともに、国、区市町村、警視庁、東京消防庁及び防災関係機関と連携し、応急対策活動を行います。また、自衛隊に対して、災害派遣の要請も行います。



相互応援協力

- ① 地震による被害が広範囲に及ぶ場合、都の防災機関のみでは対応が困難になるおそれがあります。そのような場合に備え、東京都では、他自治体と、食料・飲料水及び生活必需品の供給や、医療救護等を中心とした相互応援協定を結んでいます。



全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成8年7月締結）
大都市災害時相互応援に関する協定（昭和61年10月締結）
1都9県（関東地方知事会）との震災時等の相互応援に関する協定（昭和52年6月締結）
九都県市災害時相互応援等に関する協定（平成22年4月締結）
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定（平成26年3月締結）



九都県市



関西広域連合

- ② 都は、防災関係機関等との連携も強化しています。東京都医師会等と医療救護班の派遣に係る協定を結んでいるほか、民間団体との間でも、震災時に積極的な協力が得られるよう、生活必需物資の供給や応急仮設住宅の建設及び建設資器材の提供についての協定を結ぶなど、協力体制を確立しています。

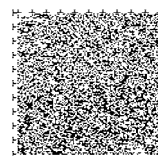
4 防災訓練

防災訓練の意義

災害時に被害を拡大させないためには、普段からの準備が重要です。都が実施する防災訓練では、住民参加による消火・救出等の体験型訓練中心に実践的な訓練に取り組んでおり、都民、区市町村、関係防災機関との連携を深めながら防災力の向上を図っています。



総合防災訓練の様子



防災訓練の実施

主 な 訓 練	【実績】 総合防災訓練 島しょ総合防災訓練
総合防災訓練	東京都は、各年度とも次の自治体と合同で総合防災訓練を行った。 ○平成20年度：中央区・江東区・八丈町・青ヶ島村 ○平成21年度：世田谷区・調布市 ○平成22年度：文京区・新島村 ○平成23年度：小平市・西東京市・武蔵野市・小金井市 ○平成24年度：目黒区・神津島村 ○平成25年度：あきる野市・新島村 ○平成26年度：杉並区・三宅村・御蔵島村（中止） ○平成27年度：立川市・三宅村・御蔵島村 ○平成28年度：墨田区・葛飾区・大島町・利島村 ○平成29年度：調布市・八丈町・青ヶ島村 ○平成30年度：中央区・港区・小笠原村 ○令和元年度：多摩市 ○令和2年度：北区・神津島村（中止） ○令和3年度：東村山市（中止） ○令和4年度：品川区・神津島村 ○令和5年度：東村山市 【主な参加機関】 東京都、都内区市町村、警視庁、東京消防庁、自衛隊、海上保安庁、 ライフライン各社、道路事業各社、物流事業各社 他
島しょ総合防災訓練	
帰宅困難者対策訓練	
職員非常参集訓練	
風水害対策訓練	
国民保護訓練	
石油コンビナート等災害を想定した訓練	
東京都図上訓練	
九都県市合同図上訓練	
東京都立川地域防災センター及び東京都多摩広域防災倉庫に係る災害対応訓練	
災害通信訓練	

都立学校の実践的な防災訓練

○防災訓練

災害発生時にまず自分の命を守り、次に身近な人を助け、更に避難所の運営補助など地域の防災活動に貢献できる自助・共助の心をもった人材を育てることを目的として、全ての都立高校で防災訓練等を実施しています。

各学校では、自校の防災に関する取組の企画・立案を行う高校生の防災組織（防災活動支援隊）を中心として、発災時を想定し、自治体の防災担当課、町会・自治会、消防、警察、水道局、防衛省等の外部機関と連携した初期消火訓練等の防災訓練、自治体の防災担当課と連携した避難所設営・運営訓練などを行い、緊急時の対応や心構えを学んでいます。

都立特別支援学校においては、首都直下地震等、都市機能に深刻な被害をもたらす災害等が発生した場合に長期にわたる避難生活を余儀なくされることを想定し、平成29年度から、全校で宿泊防災訓練を実施しています。



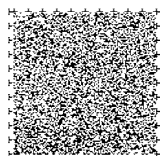
毛布を使用した救急搬送体験



煙ハウス体験



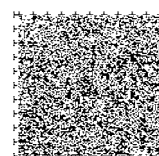
起震車体験



第5部 資料編

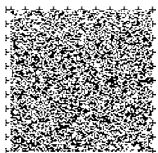
東京における過去の主な災害

地 震				
	年 月 日	災害名	主な被害	摘要
昭和	42.4.6～11	神津島近海群発地震	軽傷3名、全半壊16他	
	47.2.29	八丈近海地震	軽傷3名他	
	53.1.14	伊豆大島近海地震	一部破損211	
	55.6.29	伊豆半島東方沖地震	大島で震度5、東京で震度4	
	55.9.24	茨城県南西部地震	重傷1名、軽傷3名	
	55.9.25	千葉県中部地震	死者1名、軽傷32名	
	59.3.6	鳥島沖地震	軽傷1名	
	60.10.4	茨城・千葉県境地震	重傷5名、軽傷10名	
	62.12.17	千葉県東方沖地震	重傷3名、軽傷7名	
	63.3.18	東京都東部地震	重傷1名、軽傷6名	
平成	元.3.6	茨城千葉県北部地震	軽傷1名	
	2.2.20	伊豆大島近海地震	重傷1名	
	4.2.2	東京湾地震	東京震度5、負傷者22名	
	4.6.15	神津島地震	軽傷1名、神津島震度5	
	5.10.12	東海道はるか沖を震源とする地震	死者1名、重傷2名、軽傷2名	
	7.12.19	伊豆半島南西沖地震	神津島震度5	
	11.3.14	神津島近海地震	神津島震度5弱	
	12.7.1	伊豆諸島近海地震	死者1名、重傷1名、軽傷13名、全半壊34他	
	13.7.5	青ヶ島近海群発地震	道路被害4箇所	
	15.5.12	茨城県南部地震	軽傷2名	
	15.9.20	千葉県東方沖地震	軽傷8名	
	15.10.15	千葉県北西部地震	軽傷2名	
	16.10.7	茨城県南部地震	軽傷1名	
	17.7.23	千葉県北西部地震	重傷1名、軽傷11名、一部破損4	
	21.8.11	駿河湾を震源とする地震	軽傷1名	
	23.3.11	東日本大震災	東京で震度5強、死者7名、重傷20名、軽傷97名、全焼1、全壊17、半壊195、一部破損4,858	災害救助法適用
	26.5.5	伊豆大島近海を震源とする地震	千代田区で震度5弱、軽傷3名	
	27.5.30	小笠原諸島西方沖を震源とする地震	小笠原村で震度5強、軽傷3名、一部破損1	
	27.9.12	東京湾を震源とする地震	調布市で震度5弱、重傷1名、軽傷5名	
令和	3.10.7	千葉県北西部を震源とする地震	足立区で震度5強、重傷1名、軽傷4名	
	4.3.16	福島県沖を震源とする地震	東京で震度4、死者1名、一部破損5	



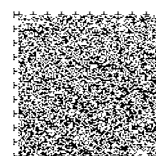
東京における過去の主な災害

風水害				
年 月 日	災害名	主な被害	摘要	
昭和	41.9.24～25	台風第26号	死者5名、重傷24名、軽傷289名、全半壊3,311	災害救助法適用
	46.8.31	台風第23号	死者3名、半壊1他	災害対策本部設置
	49.7.20	雷雨	死者1名、軽傷2名、半壊3他	災害救助法適用
	52.7.7	雷雨	死者1名、軽傷1名、半壊2他	
	54.10.19	台風第20号	死者5名、重傷10名、軽傷71名、全半壊391他	災害救助法適用
	55.9.10～11	台風第13号	死者1名、軽傷1名他	
	57.11.30	大雨	死者1名、軽傷1名他	
	60.7.14	大雨	死者1名、軽傷1名他	
	61.3.23	大雨及び大雪	死者2名、重傷1名、軽傷8名他	
	62.7.25	大雨	死者1名、軽傷1名他	
	62.7.31	大雨	死者1名、軽傷2名	
平成	元.8.27	台風第17号	死者1名他	
	2.8.10	台風第11号	死者1名他	
	3.8.20	大雨	死者3名、行方不明1名、軽傷2名、全半壊6他	
	3.9.19～20	台風第18号	死者1名、重傷1名、軽傷2名、全半壊4他	
	9.6.20	台風第7号	死者1名、重傷1名、軽傷2名他	
	9.9.21～25	台風第24号	死者3名、軽傷3名、全半壊8他	
	10.1.15	大雪	死者1名、軽傷2名他	
	11.7.21	大雨	死者1名、重傷1名、軽傷2名他	
	13.9.10	台風第15号	死者1名、軽傷1名他	
	17.9.4～5	大雨	床上浸水2,972、床下浸水2,644	災害救助法適用
	18.9.11	大雨	床上浸水32、床下浸水54	
	19.9.6	台風第9号	軽傷3名、半壊7、一部破損166他	
	20.7.8	短時間集中豪雨	死者1名	
	20.8.5	集中豪雨	死者5名、床上浸水86他	
	20.8.28～30	大雨	全壊1、一部破損4他	
	21.8.9	大雨	軽傷5名、床上浸水21他	
	21.10.8	台風第18号	軽傷4名、全壊1、一部破損20他	
	22.7.5	大雨	行方不明2名、床上浸水381、床下浸水401	
	22.12.3	大雨	死者1名、軽傷1名、床上浸水14、床下浸水14	
	23.8.26	大雨	床上浸水174、床下浸水153	
	23.9.21	台風第15号	重傷1名、軽傷10名、全壊1、半壊5、床下浸水1、一部破損178	
	24.2.29	大雪	重傷1名	
	24.4.3	大雨	軽傷5名、一部破損14	
	24.6.19	台風第4号	軽傷4名、一部破損9	
	24.9.30	台風第17号	軽傷1名、一部破損7	
	25.10.15	台風第26号	死者37名、行方不明3名、重傷10名、軽傷15名、全壊52、半壊27、床上浸水58、床下浸水103、一部破損183	災害救助法適用
	26.2.8	大雪及び大雨	重傷5名、軽傷61名、一部破損5	
	26.2.14	大雪及び大雨	重傷6名、軽傷50名、半壊1、一部破損332	
	27.9.8	関東・東北豪雨	軽傷1名、床上浸水8、床下浸水14、一部破損1	
	28.8.21～22	台風第9号	軽傷2名、半壊1、床上浸水178、床下浸水228、一部破損9	
	29.10.22	台風第21号	軽傷1名、床上浸水18、床下浸水26、一部破損20	
令和	元.9.8	台風第15号	死者1名、軽傷6名、全壊14、半壊73、床上浸水24、床下浸水13、一部破損1743	災害救助法適用
	元.10.12	台風第19号	死者3名、軽傷10名、全壊36、半壊667、床上浸水320、床下浸水531、一部破損1204	災害救助法適用 災害対策本部設置
	元.10.25	台風第21号	重傷1名、全壊1、半壊2、一部破損21	
	2.10.8～11	台風第14号及び前線	一部破損5	災害救助法適用
	3.8.8	台風第10号	軽傷2名、一部破損2	
	3.9.30～10.1	台風第16号	半壊5、一部破損67	
	4.1.6	大雪	軽傷71名	



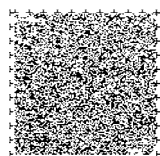
東京における過去の主な災害

その他災害				
	年月日	災害名	主な被害	摘要
昭和	40.1.11	大島火災	全焼 358	災害対策本部設置 災害救助法適用
	41.2.4	全日本旅客機墜落事故	死者 133 名	
	41.3.4	カナダ航空墜落事故	死者 63 名、行方不明 1 名、重傷 8 名	
	47.5.14	矢野口西山土砂崩れ	一部破損 2	
	52.4.7	日原落石事故	半壊 1	
	54.2.10	ガス爆発（南池袋マンション）	重傷 1 名、軽傷 23 名、全半壊 9 他	
	56.11.2	三宅島竜巻	一部破損 2	
	57.2.8	ホテルニュージャパン火災	死者 32 名、負傷者 150 名	
	57.2.9	日航機墜落事故	死者 24 名、負傷者 150 名	
	57.10.10	土砂崩れ	死者 3 名、重傷 3 名	
	58.10.3	三宅島噴火	全壊 340	災害対策本部設置 災害救助法適用
	59.8.11	土砂崩れ	半壊 1	
	61.11.21	伊豆大島噴火	一部破損 6	災害対策本部設置 災害救助法適用
	62.5.26	東京電力(株)大井火力発電所火災	死者 4 名、負傷者 1 名	
	62.6.6	特別養護老人ホーム松寿園火災	死者 17 名、負傷者 25 名	
平成	元.4.24	八丈島竜巻	半壊 1、一部破損 17	
	元.8.24	江東区高層マンション火災	軽傷 6 名	
	2.1.22	御徒町付近道路陥没事故	軽傷 10 名	
	2.5.26	第一化成工業爆発火災	死者 8 名、負傷者 18 名	
	2.6.16	田無・小平竜巻	軽傷 2 名、一部破損 61	
	4.12.8	ガス爆発（府中市）	重傷 2 名、軽傷 1 名	
	5.2.1	越中島送水管新設工事現場ガス爆発事故（江東区）	死者 4 名、重傷 1 名	
	6.9.27	青ヶ島村崖崩れ	死者 2 名、行方不明 1 名	
	9.7.2	ダイヤモンドグレース号原油流出事故	軽傷 18 名	
	12.6.27	三宅島噴火災害等	軽傷 1 名、全半壊 16、一部破損 12	災害対策本部設置 災害救助法適用
	13.9.1	新宿歌舞伎町ビル火災	死者 44 名、負傷者 3 名	
	18.8.14	首都圏大規模停電	東京都を中心とする首都圏一帯 139 万世帯停電	
	19.6.19	渋谷温泉施設爆発事故	死者 3 名、重傷 3 名	
	21.10.24	第一幸福丸海難事故	死者 1 名、行方不明 4 名	
	26.4.27	都内大規模停電	都内約 30 万軒停電	
	27.7.26	調布市民間小型機墜落事故	死者 3 名、負傷者 5 名	
	28.10.12	都内大規模停電	都内最大約 37 万軒停電	
令和	3.2.23	青梅市大規模林野火災	寺院 500m ² 焼損、山林 85,000m ² 焼損	
	4.3.16	都内大規模停電	都内最大約 70 万軒停電	



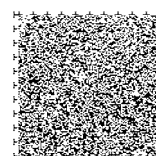
防災に関する学習や体験ができる施設

池袋防災館 (東京消防庁 池袋都民防災教育センター) 	住 所 豊島区西池袋 2 - 37 - 8 T E L 03 - 3590 - 6565 定 休 日 第1火曜日、第3火曜日及び第3火曜日の翌日（国民の祝日にあたる場合は直後の平日）、年末年始（12/29～1/3） 開館時間 9：00～17：00 交 通 池袋駅南口・西口・メトロポリタン口から徒歩 5 分 U R L https://tokyo-bskan.jp/bskan/ikebukuro/
立川防災館 (東京消防庁 立川都民防災教育センター) 	住 所 立川市泉町 1156 - 1 T E L 042 - 521 - 1119 定 休 日 木曜日と第3金曜日（国民の祝日にあたる場合は直後の平日）、年末年始（12/29～1/3） 開館時間 9：00～17：00 交 通 JR 立川駅北口（1 番乗り場）からバスにて、「立川消防署」下車 U R L https://tokyo-bskan.jp/bskan/tachikawa/
本所防災館 (東京消防庁 本所都民防災教育センター) 	住 所 墨田区横川 4 - 6 - 6 T E L 03 - 3621 - 0119 定 休 日 水曜日と第3木曜日（国民の祝日にあたる場合は直後の平日）、年末年始（12/29～1/3） 開館時間 9：00～17：00 交 通 JR 総武線錦糸町駅北口、半蔵門線錦糸町駅 4 番出口から徒歩 10 分 京成押上線・都営浅草線・東武スカイツリーライン・半蔵門線 押上駅 B1・B2 出口より徒歩 10 分 U R L https://tokyo-bskan.jp/bskan/honjo/
東京都復興記念館・ 同慰霊堂 	住 所 墨田区横網 2 - 3 - 25（都立横網町公園 内） T E L 03 - 3622 - 1208 定 休 日 東京都復興記念館：月曜日（月曜日が祝日の場合は開館し、火曜日が休館日）、年末年始（12/29～1/3） 東京都慰霊堂：12/29～1/1 開館時間 東京都復興記念館：9：00～17：00（但し、入館 16：30 まで） 東京都慰霊堂：9：00～16：30（ただし 1 月 2 日・3 日は 10：00～15：00） 交 通 JR 両国駅西口から徒歩 10 分、地下鉄大江戸線両国駅 A1 出口から徒歩 2 分 U R L http://tokyoreikyokukai.or.jp/
消防博物館 	住 所 新宿区四谷 3 - 10 T E L 03 - 3353 - 9119 定 休 日 月曜日（祝日にあたる場合は翌日）、年末年始（12/29～1/3） 開館時間 9：30～17：00 交 通 東京メトロ丸ノ内線「四谷三丁目駅」2 番出口直結 U R L https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-hkkan/museum.html
そなエリア東京 (東京臨海広域防災公園) 	住 所 江東区有明 3 - 8 - 35 T E L 03 - 3529 - 2180 定 休 日 下記ホームページでご確認ください。 開館時間 9：30～17：00 交 通 りんかい線国際展示場駅から徒歩 4 分、ゆりかもめ有明駅から徒歩 2 分 U R L http://www.tokyorinkai-koen.jp/sonaarea/
(公社) 全国市有物件災害共済会 防災専門図書館 	住 所 千代田区平河町 2 - 4 - 1（日本都市センター会館 8F） T E L 03 - 5216 - 8716 定 休 日 土・日・祝日・年末年始、館内整理日 開館時間 9：00～17：00 交 通 地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線永田町駅から徒歩 4 分 U R L http://www.city-net.or.jp/library/



区市町村防災担当窓口一覧

区市町村名	防災対策担当課	電話(代表)	区市町村名	防災対策担当課	電話(代表)
千代田区	政策経営部 災害対策・危機管理課	03-3264-2111	町田市	防災安全部 防災課	042-722-3111
中央区	総務部 防災危機管理課	03-3543-0211	小金井市	総務部 地域安全課	042-383-1111
港区	防災危機管理室 防災課	03-3578-2111	小平市	総務部 防災危機管理課	042-341-1211
新宿区	危機管理担当部 危機管理課	03-3209-1111	日野市	総務部 防災安全課	042-585-1111
文京区	総務部 防災課	03-3812-7111	東村山市	防災安全部 防災防犯課	042-393-5111
台東区	総務部 危機・災害対策課	03-5246-1111	国分寺市	総務部 防災安全課	042-325-0111
墨田区	都市計画部 危機管理担当 防災課	03-5608-1111	国立市	行政管理部 防災安全課	042-576-2111
江東区	総務部 危機管理室 防災課	03-3647-9111	福生市	総務部 防災危機管理課	042-551-1511
品川区	防災まちづくり部 防災課	03-3777-1111	狛江市	総務部 安心安全課	03-3430-1111
目黒区	危機管理部 防災課	03-3715-1111	東大和市	総務部 防災安全課	042-563-2111
大田区	総務部 防災危機管理課	03-5744-1111	清瀬市	総務部 防災防犯課	042-492-5111
世田谷区	危機管理部 災害対策課	03-5432-1111	東久留米市	環境安全部 防災防犯課	042-470-7777
渋谷区	危機管理対策部 防災課	03-3463-1211	武蔵村山市	総務部 防災安全課	042-565-1111
中野区	総務部 防災危機管理課	03-3389-1111	多摩市	総務部 防災安全課	042-375-8111
杉並区	危機管理室 防災課	03-3312-2111	稲城市	消防本部 防災課	042-377-7119
豊島区	総務部 防災危機管理課	03-3981-1111	羽村市	総務部 防災安全課	042-555-1111
北区	危機管理室 防災・危機管理課	03-3908-1111	あきる野市	総務部 地域防災課	042-558-1111
荒川区	区民生活部 防災課	03-3802-3111	西東京市	総務部 危機管理課	042-464-1311
板橋区	危機管理部 防災危機管理課	03-3964-1111	瑞穂町	協働推進部 安全・安心課	042-557-0501
練馬区	危機管理室 危機管理課	03-3993-1111	日の出町	生活安全安心課	042-597-0511
足立区	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課	03-3880-5111	檜原村	総務課	042-598-1011
葛飾区	地域振興部 危機管理課	03-3695-1111	奥多摩町	総務課	0428-83-2111
江戸川区	危機管理部 防災危機管理課	03-3652-1151	大島町	防災対策室	04992-2-0035
八王子市	生活安全部 防災課	042-626-3111	利島村	総務課	04992-9-0011
立川市	市民生活部 防災課	042-523-2111	新島村	総務課	04992-5-0240
武蔵野市	防災安全部 防災課	0422-60-1821	神津島村	総務課	04992-8-0011
三鷹市	総務部 防災課	0422-24-9102	三宅村	総務課	04994-5-0935
青梅市	市民安全部 防災課	0428-22-1111	御蔵島村	総務課	04994-8-2121
府中市	総務管理部 防災危機管理課	042-364-4111	八丈町	総務課	04996-2-1121
昭島市	総務部 防災安全課	042-544-5111	青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
調布市	総務部 総合防災安全課	042-481-7111	小笠原村	総務課	04998-2-3111



防災に関するお問合せ

都民の皆さんの防災に関する日常的なお問合せは、各区市町村の防災担当課(67ページ)でお受けしていますが、下記のとおり、東京都及び関係機関でもそれぞれ専門的な分野についてのお問合せに応じております(原則として、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時)。

項目	担当部署	連絡先
防災対策一般	総務局 総合防災部 防災管理課	03-5388-2453
地域危険度・木造住宅密集地域への対策	都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課	03-5320-5003
耐震に関すること (住宅・緊急輸送道路沿道建築物) (分譲マンション)	都市整備局 市街地建築部 建築企画課 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課	03-5388-3362 03-5320-4944
河川に係る水害	建設局 河川部 防災課	03-5320-5164
医療救護	保健医療局 医療政策部 救急災害医療課	03-5320-4445

電気	契約先の事業者へお問い合わせください。	
ガス		
電話		
水道	水道局お客様センター ※武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村及び島しょ部については、各市町村にお問い合わせください。	ナビダイヤル： 0570-091-100 固定電話番号： 03-5326-1101 または 042-548-5110
下水道	下水道局 総務部 広報サービス課 ※多摩地区については、各市町村にお問い合わせください。	03-5320-6511
警察	警視庁 警備部 災害対策課	03-3581-4321
消防	東京消防庁 企画調整部 広報課 都民の声係 ※稲城市・島しょ部については、各消防本部・町村にお問い合わせください。	03-3212-2111

救急法、奉仕団、救援・救護関係	日本赤十字社 東京都支部	03-5273-6741 (代表)
ボランティア	東京ボランティア・市民活動センター	03-3235-1171 (代表)

東京都防災ガイドブック

令和6年12月発行

編集発行／東京都総務局総合防災部防災管理課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5388)2453

印刷物規格表第 1 類

印刷物番号(6)21

音声コード掲載版

